

仙台弁護士会

第41回憲法連続市民講座

# 〈日本学術会議問題〉 とは何か

—任命拒否から法人化まで—

2025年3月29日

**小森田秋夫**

(東京大学・神奈川大学名誉教授)

1. ふたつの〈日本学術会議問題〉
2. 日本学術会議とはどのような組織か？
3. 学術会議の独立性とは何か？
4. 任命拒否はどのようにして起こったか？
5. 学術会議の〈あり方〉はなぜ問題にされているのか？
6. 有識者懇談会はどのような理由で法人化を主張したのか？
7. 特殊法人としての学術会議は独立性が高まるのか？
8. 独立した学術会議の存在は市民にとってどのような意味をもつか？
9. 学術会議は今のままでいいのか？

## 学術会議における活動

2006年3月～2011年9月

連携会員

2011年10月～2016年9月

会員（第一部法学委員会）

2014年10月～2016年9月

第一部長

2016年9月～2022年9月

連携会員

## 関与した主な提言など

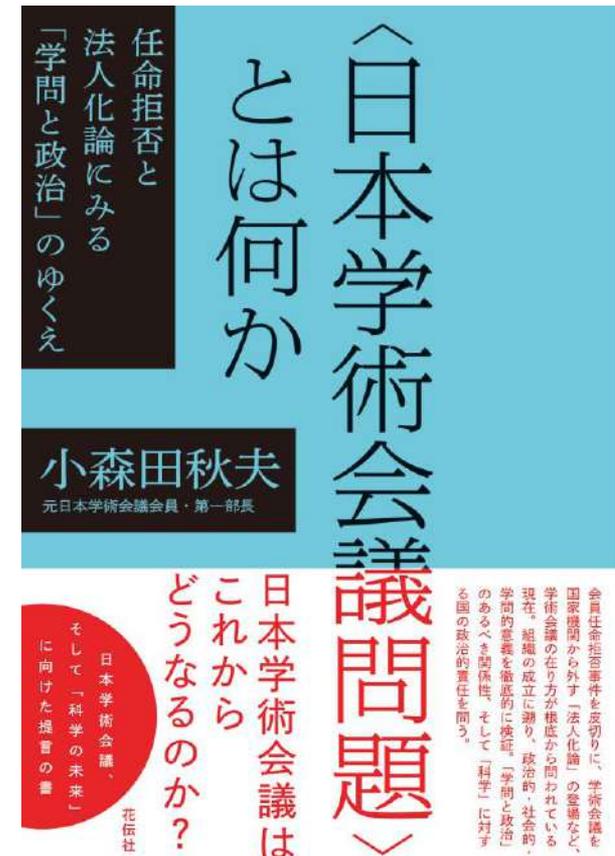
「第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言」（2015年2月）

「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」（幹事会声明、2015年7月）

「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017年3月）

「学術の総合的発展をめざして—人文・社会科学からの提言」（2017年6月）

「東日本大震災に伴う原発避難者の住民としての地位に関する提言」（2017年9月）



# 1. ふたつの〈日本学術会議問題〉

## ①任命拒否問題

2020年10月に菅首相が、学術会議が推薦した105人の会員候補者のうち、6人の任命を実質的な理由を示すことなく拒否した

- ・210人の定員に6人の欠員が生じたままになっている
  - ・学術会議は6人の任命と任命しなかった理由の開示を求め続けている
  - ・情報公開を求めて、この6人と166人の法律家を原告とする行政訴訟
- **問題は終わっていない**

## ②「法人化」問題

2020年10月 自民党のワーキング・グループが学術会議の「法人化」を提言

2022年12月 内閣府が国の機関であることを前提とした法改正の構想を提起

→ 政府、批判を受けて法案提出を断念

2025年3月7日 **特殊法人化する「日本学術会議法案」を閣議決定**

## ふたつの問題の関係

- \* ②は①に対する論点ずらし（既成事実化）である、という側面
- \* ②は政権の本命の目標になっている、という側面
- \* ①と②は、学術会議の独立性を侵害し、政治的にコントロールしようとする政権の意思の現われとして連続している

## 2. 日本学術会議とはどのような組織か？

①日本の**科学者**を内外に対して**代表**する機関

・いわゆる「**ナショナル・アカデミー**」

⑤が「法人化」問題の焦点。  
①～④にも影響を及ぼす。

②政府や社会に対する「**科学的助言**」が主な役割

・学術会議の「**勧告**」権限と政府の「**諮問**」権限 → 政府と対等な関係

③人文・社会科学から自然科学まで**科学の全分野**を包含する組織

④会員は**科学者自身**が**選考**

・選考の方法は変化してきた

現在は、**コ・オプテーション**（自己選考）制

「科学」「科学者」  
人文・社会科学を含む

⑤**国の「特別の機関」**として1948年の日本学術会議法によって  
設置

・組織上は内閣府に属し、内閣総理大臣の「**所轄**」

しかし、**独立**して職務を行なう

・経費は国庫負担

「所轄」とは、  
「当該機関の独立性が強くて主任の大臣との関係が最も薄いものにつき、行政機構の配分図としては一応その大臣の下に属するという程度の意味を表するのに用いられる」（『法令用語小辞典』）。

# 学問の成立条件としての「科学者コミュニティ」

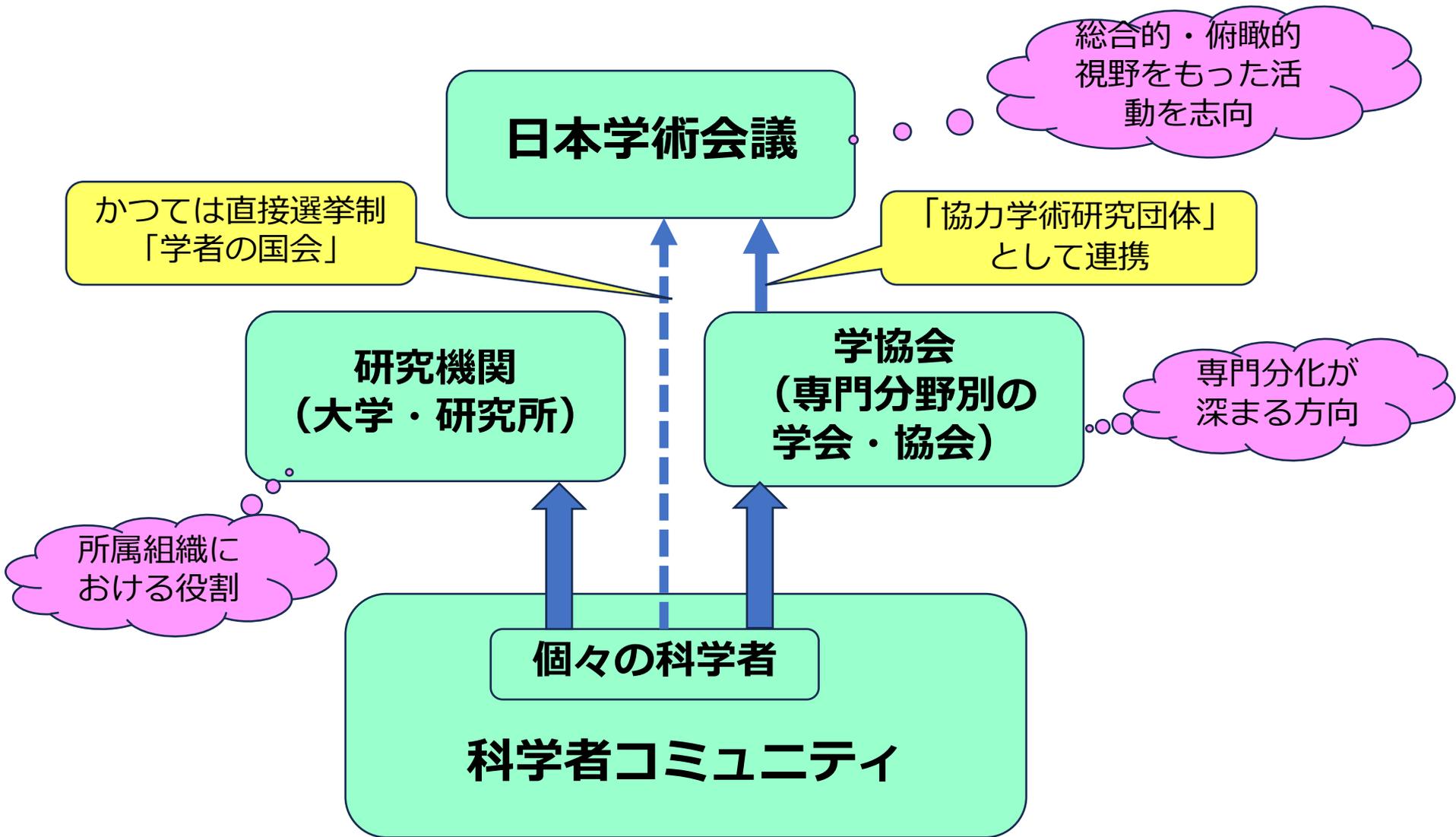
- \* 学問を学問として成り立たせているのは、科学者コミュニティ（学問共同体）。

学問的営みと認められるためには、これまでの研究の積み重ねに対する敬意、既存の研究に対する批判的態度と自らへの批判に対して開かれた態度にもとづき、それぞれの学問分野において了解された作法に則ってまとめられ、公開されたものでなければならない。

そのような規範を認め合った科学者（ピア＝同業者）のコミュニティにおいて絶えず検証されることによって、学問は発展する。

- \* 科学者コミュニティは、大学、専門分野の学協会（学会・協会）、ナショナル・アカデミー（学術会議）など、さまざまな形をとる。それぞれの科学者コミュニティは、その性格に応じて、コミュニティのメンバーやコミュニティのあり方について自律的に決定する。
- \* 科学者コミュニティの自律性に対する介入は、科学者コミュニティを成り立たせている学問の自由の侵害。学問の自由の侵害とは、個々の科学者にとっての問題であるだけでなく、科学者コミュニティを成り立たせている前提そのものを揺るがす問題。

# 「科学者コミュニティ」の代表としての学術会議



# 日本学術会議の位置

\* 世界の主なナショナル・アカデミー：歴史も機能も多様

- ・ イタリア-リンチェイ国立科学アカデミー（1603年設立）
- ・ ドイツ科学アカデミー-レオポルディーナ（1652年設立）
- ・ 英国王立協会（1660年設立）
- ・ フランス科学アカデミー（1666年設立）
- ・ ロシア科学アカデミー（1724年設立）
- ・ 全米科学アカデミー（1863年設立）
- ・ カナダ王立協会（1882年設立）
- ・ インド国立科学アカデミー（1935年設立）
- ・ **日本学術会議（1949年設立）**
- ・ 中国科学院（1949年設立）
- ・ 大韓民国学術院（1954年設立）
- ・ 中国社会科学院（1977年設立）
- ・ 大韓民国科学技術アカデミー（1994年設立）

# 日本国憲法とともに設立された日本学術会議

## 1948.7 日本学術会議法 前文

日本学術会議は、科学が**文化国家**の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の**平和的復興**、**人類社会の福祉**に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

## 1949.1 第1回総会「発足にあたっての決意表明」

われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよろこぶ。そしてこの機会に、われわれは、**これまでわが国の科学者がとりきたった態度について強く反省**し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。

## 1947.3 教育基本法 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で**文化的な国家**を更に発展させるとともに、**世界の平和と人類の福祉**の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、**日本国憲法の精神**にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

\* ナショナル・アカデミーの諸機能

- ・ 栄誉（授与）機能
- ・ 学術の統合・体系化機能
- ・ 学術の振興機能
- ・ 政府や社会に対する科学的助言・提言機能
- ・ 学術人材の育成機能
- ・ 学術における倫理意識の向上機能
- ・ 科学アカデミーの国際的連携機能

\* 日本の場合

- ・ **日本学術会議**      **主として科学的助言＋国際的連携**
- ・ 日本学士院      主として優れた科学者の顕彰
- ・ 日本学術振興会      学術の振興（科学研究費補助金の交付など）

ほかに

- ・ 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）      科学技術政策の「司令塔」

<b>日本学術会議</b> <b>(Science Council of Japan)</b>	<b>日本学士院</b> <b>(The Japan Academy)</b>
<b>「科学者の内外に対する代表機関」</b>	<b>「学術上功績顕著な科学者を優遇するための機関」</b>
科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることが目的（ <b>科学的助言</b> など）	学術の発達に寄与する必要な事業を行うことが目的（ <b>授賞・学術的紀要発行・講演会</b> など）
第1部 人文科学（人文・社会科学） 第2部 生命科学 第3部 理学・工学	第1部 人文科学 第2部 自然科学
<b>独立して職務を行う</b>	
優れた研究又は業績がある科学者	学術上功績顕著な科学者
学術会議が <b>選考</b> （コ・オプテーション）し <b>内閣総理大臣が任命</b>	学士院が <b>選定</b> （コ・オプテーション）
<b>任期6年／定年70歳</b>	<b>終身</b>
210名	150名
非常勤の特別職国家公務員	非常勤の特別職国家公務員
<b>手当（日当）と旅費</b>	<b>年金</b>
予算 9.5億円（2024年度）	予算 6.2億円（2022年度）
内閣府の特別の機関	文部科学省の特別の機関



## Officers (Executive Committee)



**Sir Peter Gluckman**  
President  
International Science Council



**Robbert Dijkgraaf**  
President-elect  
International Science Council



**Marcia Barbosa**  
Vice-President for Freedom and  
Responsibility in Science  
International Science Council



**Motoko Kotani**  
Vice-President for Science and  
Society  
International Science Council



**Sawako Shirahase**  
Vice-President for Finance  
International Science Council



**Yongguan Zhu**  
Vice-President for Membership  
International Science Council

## Ordinary Members



**Karina Batthyány**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Françoise Baylis**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Geoffrey Boulton**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Frances Colón**  
Senior Director and Team Leader,  
International Climate Policy  
American Progress



**Catherine Jami**  
Director of Research  
French National Centre for  
Scientific Research (CNRS)



**María Estelí Jarquín**  
International Relations  
Coordinator  
UK Centre for Ecology & Hydrology  
(UKCEH)



**Nalini Joshi**  
Payne-Scott Professor  
University of Sydney



**Mobolaji Oladoyin Odubanjo**  
ISC Fellow (Dec 2022)



**Walter O. Oyawa**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Maria Paradiso**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)

The Council's Committee for Freedom and Responsibility in Science (CFRS) is the guardian of the principles of Freedom and Responsibility in Science, which are enshrined in the Council's Statutes.

国際学術会議  
ウェブサイト

CFRS monitors individual and generic cases of scientists whose freedoms and rights are restricted as a result of carrying out their scientific research, and provides assistance in such cases where its intervention can provide relief and support activities of other relevant actors. In addition to this, members of CFRS are involved in a range of projects involving international partners and other Committees within the ISC.

[Read more](#) on the ISC's work on Freedom and responsibilities in science

## Committee members



**Salvatore Arico**  
CEO  
International Science Council



**Françoise Baylis**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Melody Burkins**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Saths Cooper**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Robert French**  
Former Chancellor  
University of Western Australia



**Sir Peter Gluckman**  
President  
International Science Council



**Ke Gong**  
ISC Foundation Fellow (June 2022)



**Robin Grimes**  
Steele Professor of Energy Material  
Imperial College



**Prof. Anne Husebekk**  
Professor  
UIT The Arctic University of Norway



**S. Karly Kehoe**  
ISC Fellow (2023)



**Staffan I. Lindberg**  
Professor & Director  
University of Gothenburg



**Roy MacLeod**  
ISC Fellow (2023)



**Joyce Nyoni**  
Rector  
Institute of Social Work, Tanzania



**Savaka Oki**  
Professor  
University of Tokyo, Japan



**Krushil Watene**  
Peter Kraus Associate Professor of  
Philosophy  
University of Auckland

## Gサイエンス学術会議2023

令和5年3月7日、日本学術会議主催のもとGサイエンス学術会議2023が開催されました。同会議には、日本学術会議、カナダ王立協会、フランス科学アカデミー、ドイツ科学アカデミー・レオポルディーナ、イタリア・リンツェイ国立アカデミー、英国王立協会、全米科学アカデミー、国際学術会議、グローバルレヤングアカデミー、インド国立科学アカデミーの会長等が参加し、地球規模の重要課題について議論するとともに、以下の共同声明が取りまとめられ、公表されました。

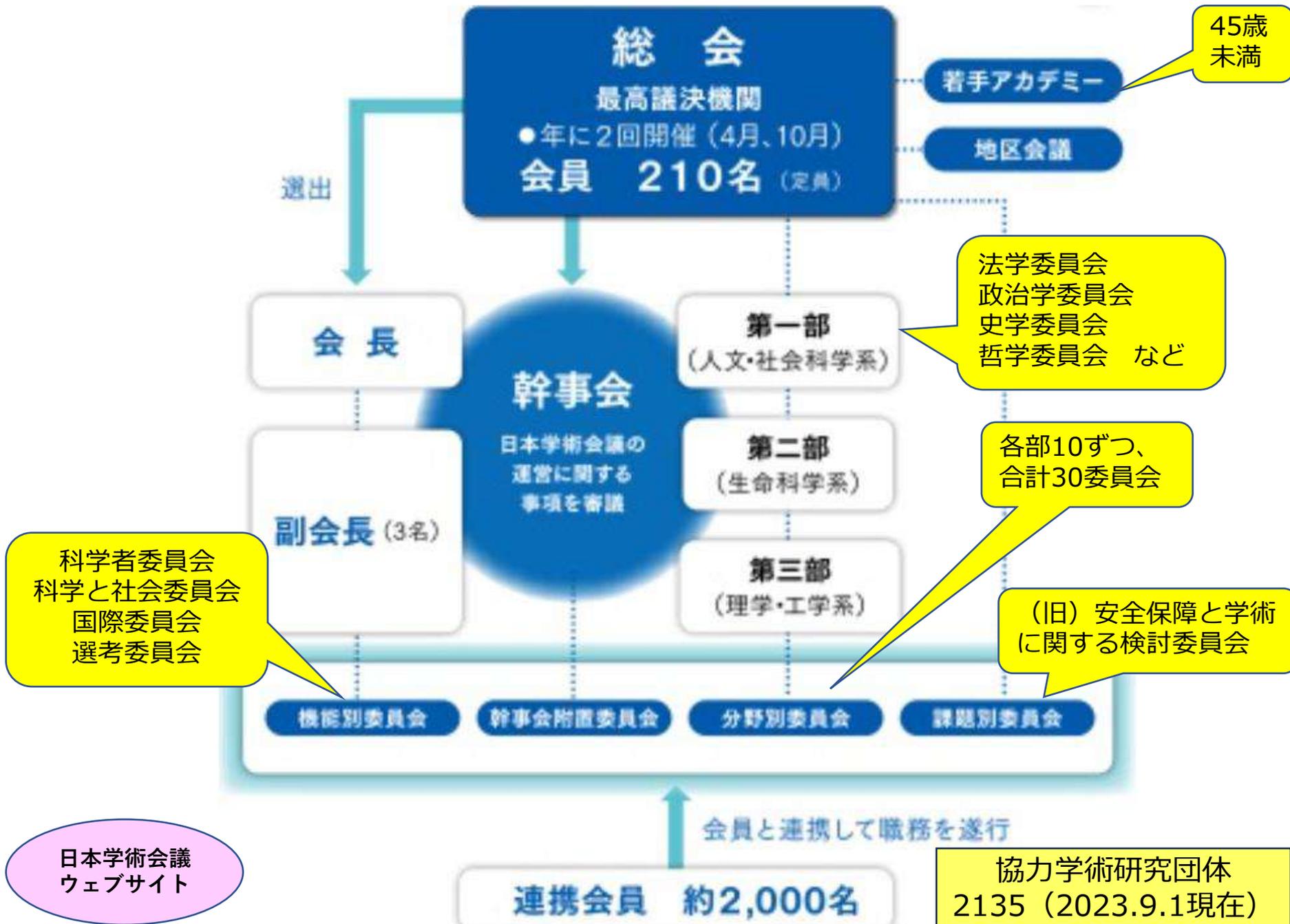
### Gサイエンス学術会議2023共同声明（2023年3月7日公開）

 PDF <a href="#">(本文)</a>	Addressing systemic risks in a changing climate
 PDF <a href="#">(仮訳)</a>	気候変化に伴うシステムリスクに対応する分野横断的意思決定を支える科学技術
 PDF <a href="#">(本文)</a>	Delivering better health and well-being of older people through wisdom sharing and innovation
 PDF <a href="#">(仮訳)</a>	知見の共有とイノベーションによる高齢者の健康増進とより良いウェルビーイングの実現
 PDF <a href="#">(本文)</a>	Restoration and recovery of the ocean and its biodiversity
 PDF <a href="#">(仮訳)</a>	海洋と生物多様性の再生・回復

首相官邸  
ウェブサイト



共同声明を受け取る岸田総理 1



# 東北地方の持続可能な食料生産のこれから

## 畜産業、水産業

我が国の食料自給率は、現在顕著な減少を著し、食料の約60%を輸入に依存しています。昨今の世界的食料需要の増大、気候変動などの食料安全危機リスクを背景に、本年、食料・農業・農村基本法が25年ぶりに見直されました。水産業では、2018年に70年ぶりに漁業法が改正、2022年には「水産基本計画」が新たに閣議決定されました。東北地方が生み出す農業産出額は日本全体の約15%、漁業産出額は約12%を占め、東北6県の食料自給率は約70、200%を維持しています。

本講演会では、日本の食料安定供給を支える東北地方で、主として動物性タンパク源を供給する畜産業と水産業に焦点をあて、現状と課題、産業を支える学術研究、地域企業の取組などを紹介し、食料安全保障リスクに対し、産学官連携の取組などの持続可能な食料生産の在り方などについて、参加者の皆様と共有いたします。

2024年 ハイブリッド開催  
**11月30日(土)**  
 13:30~16:35

参加申込はこちら

【締切】2024年  
**11月24日(日)**

対面・オンライン参加共通  
<https://forms.gle/Y4ADPn5WBuE1ESwCA>

参加費 無料 事前登録制



### 次第

- 1 開会挨拶**  
 日比谷 潤子 (日本学術会議副会長)
- 2 講演**
  - 1 地球規模の人口増・食料危機における畜産の必要性と役割**  
 眞鍋 昇 (大阪大学大学院農学研究科/人間科学研究科)
  - 2 人工知能を活用した畜産現場における飼養管理技術の開発**  
 市浦 茂 (自研大学フードシステム先端研究センター特任)
  - 3 蔵王和牛たちが響ける「本場のおいしい」を輝度そのままに届けるために — 高崎畜産グループの挑戦 —**  
 高崎 勝幸 (株式会社蔵王ファーム 代表取締役)
  - 4 変化が続く水産業の現状と課題**  
 大越 和加 (日本学術会議第二部委員、東北大学大学院農学研究科教授)
  - 5 磯焼けの解決がもたらす脱炭素と持続可能な地域の構築をめざして**  
 西川 正純 (日本学術会議第二部委員、宮城大学獣医学部/農学/食料科学研究科)
  - 6 持続可能な水産資源の維持確保に向けていま取り組みたいこと**  
 土合 和樹 (株式会社フィッシュerman・ジャパン・マーケティング取締役 COO)

- 3 総合討論**  
 プレシデンター  
 北川 尚美 (日本学術会議第三部委員、東北大学大学院工学研究科研究科長/教授)
- パネリスト**  
 眞鍋 昇/市浦 茂/高崎 勝幸/大越 和加/西川 正純/土合 和樹
- 4 閉会挨拶**  
 五十嵐 和彦 (日本学術会議第二部委員、日本学術会議東北地区協議会代表理事、東北大学大学院医学系研究科教授)

司会進行 水村 直子 (日本学術会議第二部委員、自研大学大学院農学研究科教授)

【会場図】



東北大学片平キャンパス片平北門会館2階エスバス  
 (宮城県仙台市青葉区片平2-1-1) ※参加には事前登録が必要です。

主催：日本学術会議東北地区協議会  
 共催：国立大学法人東北大学  
 後援：公益財団法人日本学術振興会、国立大学法人山形大学、公立大学法人宮城大学、大隈学園大学  
 お問い合わせ：東北大学研究推進課 TEL.022-217-1840

日本学術会議東北地区協議会公開学術講演会

日本学術会議  
 ウェブサイト



日本学術会議若手アカデミーとは？



- 分野横断的かつ公的な若手研究者の組織
  - 45歳未満の人文・社会科学・自然科学の研究者約50名が分野を越えて結集
- 私たちが目指すもの
  - 我が国のイノベーション創出を科学・学術の立場から今後20年にわたって支えること
- 私たちのこれまでの活動
  - 人材育成、業界体質改善、越境研究展開、国際連携推進、地域活性化、イノベーション促進にわたる分科会活動
  - 分野横断的かつ公的な若手研究者の組織としてのシンクタンク活動
  - 日本の若手研究者8000名以上を対象とした大規模アンケートの実施
  - 地域のステークホルダーやイノベーションアクセラレーターとの活動
  - シンズンサイエンス（市民科学）の展開
  - Global Young Academy等を通じた世界の若手研究者との連携



2040年の科学・学術と社会を見据えて

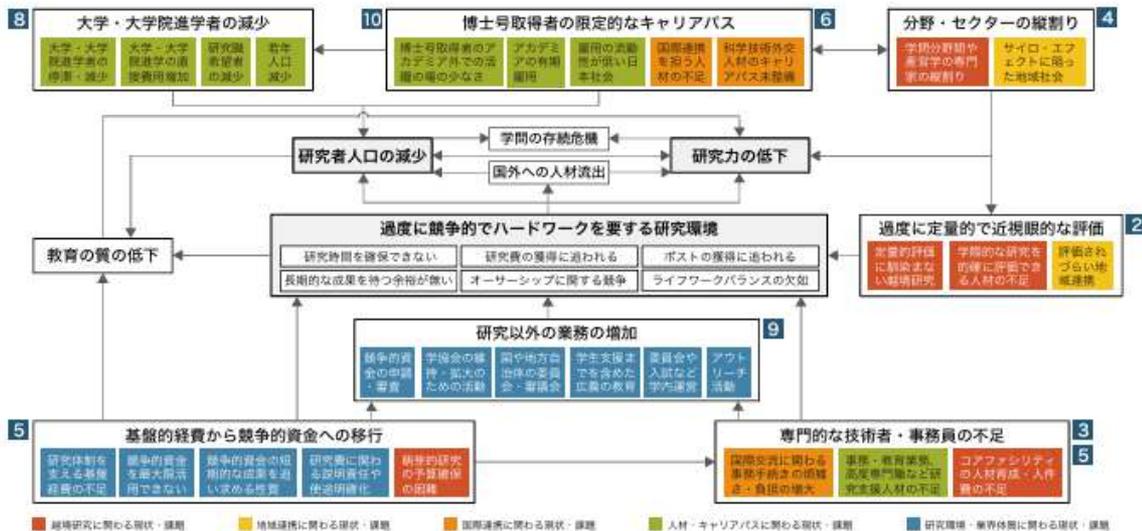
- 近い未来、65歳以上の人口が全人口の約35%に
- 労働力不足や医療・介護需要の増大、地方の過疎化、さらなる国際的な地位の低下なども確実
- 継続的な我が国からのイノベーションの創出が必須
- しかし、我が国にはイノベーション創出を阻む多数の構造的要因あり
- 環境を整えてからイノベーションが起こるには10年以上かかる
- 教育学者や分野を越えた取り組みが必要です必要な「10の課題」をまとめた



イノベーション創出のために取り組みが必要な5つの領域

日本からイノベーションを創出していくために分野や領域を越えて共に協力していきましょう！

イノベーション創出を阻む構造的な問題



【若手アカデミーの活動内容】

- (1) 若手科学者の視点を活かした提言
- (2) 若手科学者ネットワークの運営
- (3) 若手科学者の意見収集と問題提起
- (4) 若手科学者の国際交流
- (5) 産業界、行政、NPOとの連携
- (6) 科学教育の推進
- (7) その他目的の達成に必要な事業

イノベーション創出のためにいま取り組むべき10の課題

- 1 基盤的・伝統的分野における知識や技術の蓄積** 基盤的・伝統的分野における知識と技術の蓄積こそが我が国の学術研究の根柢をなす豊かな土壌であり、その維持と発展が決定的に重要である。
- 2 越境研究や地域連携に対する評価や支援の拡充** 学際的な越境研究や、地域課題を解決するための学術活動を長期的な時間スケールで的確に評価するシステムの確立や、ポストや予算のさらなる措置が急務である。
- 3 博士号取得者を擁するコアファシリティの拡充** 業務過多の中でも多様な人材が活躍し、重要な研究課題に集中するために、諸外国と同様に高度な技術者を擁するコアファシリティの拡充が急務である。
- 4 セクターを越えた共創プラットフォームの整備** アカデミアが産業界・行政・地域社会と連携し、力を合わせて重要な領域横断的課題を解決するとともに、連携できる人材を育成する共創の場の整備が急務である。
- 5 競争的資金を活用するための基盤的経費の拡充と研究支援人材の増強** 基盤的経費や人材の不足により競争的資金を十分に活用できない本邦特有の課題である。

日本学術会議  
ウェブサイト

**課題別委員会（PDF形式：87KB）** 

[防災減災学術連携委員会](#)

[循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会  
への移行に関する検討委員会](#)

[学術を核とした地方活性化の促進に関する検討委員  
会](#)

[フューチャー・アースの推進と連携に関する委員会](#)

[我が国の学術の発展・研究力強化に関する検討委員  
会](#)

# 「パンデミックと社会に関する連絡会議」の設置の背景と趣旨

## COVID-19を巡る状況

- ワクチン接種が進む中、感染克服に期待が集まっているが、未だに終息の目処は立っていない
- 一方で、COVID-19の世界的流行は、**現代社会が内包する問題点とポテンシャルを顕在化**
- 特に、我が国においては、社会、学術の様々な問題点が露呈

## 日本学術会議では、**多くの委員会、分科会がCOVID-19に関して議論し、情報発信してきた**

- **大規模感染症予防・制圧体制検討分科会**の設置(2020年2月)
- 緊急課題を集中して検討するため**コロナ対応ワーキンググループ**を設置(2021年1月)
- 声明(2)、会長談話(1)、提言(2)、Gサイエンス共同声明(2)、サイエンス20共同声明(1)
- 日本学術会議内での審議状況の共有や情報発信の促進(学術フォーラムのシリーズ化、「学術の動向」特集号の企画、**COVID-19特設ページ**に情報を集約等)を実施
- **学術フォーラム、公開シンポジウムなど2020年6月～2021年7月までに31回開催**

## **学術の諸科学の専門知を効果的に連携し、総合的、俯瞰的な検討を進めることは日本学術会議の役割**

- 現在のCOVID-19感染への対応に加えて、中長期的な視点で**with/postコロナにおける医療体制や社会の在り方について議論**を深め、政府や社会に貢献する
- その際、人文・社会科学、生命科学、理学・工学の各分野の科学者による**横断的な審議**が必要
- 緊急時だけでなく平時における社会や学術の問題点を点検・議論し、パンデミックに耐えられるレジリエントな社会制度を構築するための検討が不可欠

# 3. 学術会議の独立性とは何か？

## 日本学術会議法

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

**第三条** 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

**第四条** 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及びその配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを相当と認める事項

**第五条** 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適切な事項

	諮問機関モデル (審議会・有識者会議等)	日本学術会議
主導的役割	諮問者が主導	学術会議が独立して職務遂行
審議課題（問い）の設定	諮問者が諮問	自主的に設定**
審議主体	諮問者が課題に応じて指名	会員と委員を自律的に選考 人文・社会科学から自然科学 までの科学のすべての分野を 包括
審議結果（答え）	諮問に対する答申	政府の立場や所属組織の利害 から独立した科学的助言***
政府（諮問者）に対する拘束力	なし（意向に沿った答えを 出す力が働く）	なし（結果として政府と異なる 見解を出すことがある）
機能	政府の決定の正当化に用い られる傾向がある*	公共政策についての政府等や 市民社会の決定を助ける

\* 現実には、個々の諮問機関によって異なる。

\*\* 政府から諮問や審議依頼を受けることもある。

\*\*\* 名宛人は、  
①政府などの政策決定者  
②社会  
③科学者コミュニティ

## \* 科学的助言の性格

「科学者は、政策立案・決定者に対して科学的助言を行う際には、科学的知見が政策形成の過程において十分に尊重されるべきものであるが、政策決定の唯一の判断根拠ではないことを認識する。科学者コミュニティの助言とは異なる政策決定が為された場合、必要に応じて政策立案・決定者に社会への説明を要請する。」（「科学者の行動規範—改訂版」2013年）

- ・ 科学的助言は政策決定の唯一の判断根拠ではなく、拘束力はもたない。
- ・ 政策決定者は、自らの政治的責任において決定を下す。
- ・ 政策決定者が科学的助言と異なる政策決定を行なったときは、社会に説明することが求められる。

## \* ほとんどの場合、学術会議自身の発意による

第25期（2020.10～2023.9）

勧告1、声明3、回答3、提言8、見解37、報告27

- ・ 諮問機関とは異なり、多くの場合は諮問者・注文者がいない
- ・ 名宛人が科学的助言に耳を傾けるかどうかは、制度的にも事実上も保障されていない

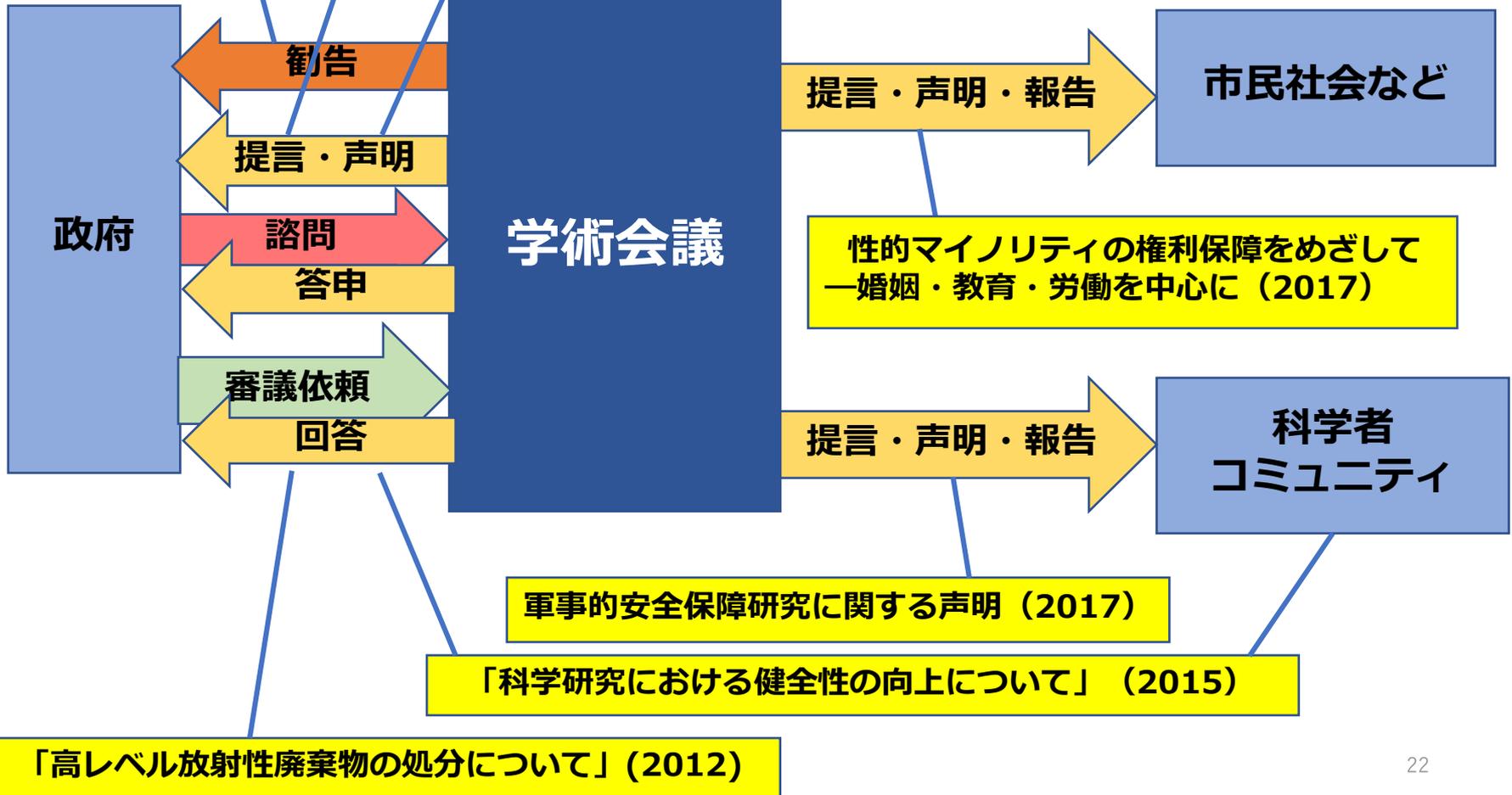
科学者コミュニティの代表としての学術会議への信頼性と科学的助言の説得力が頼り → **独立性の代償**として解決すべき課題

学術会議の側だけでなく、**科学に対する政府の姿勢も問われている！**

「総合的な科学・技術政策の確立による科学・技術研究の持続的振興に向けて」(2010)

「新しい高校地理・歴史教育の創造」(2011)

「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」(2015)



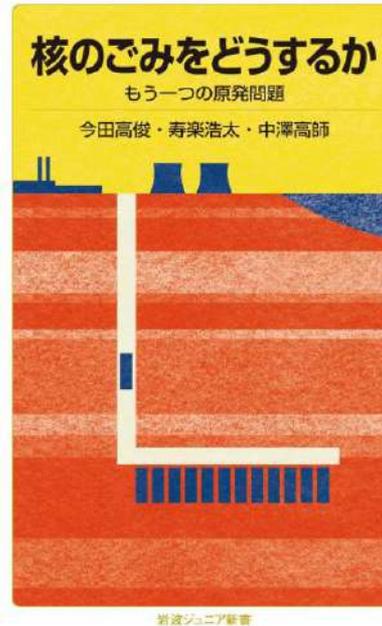
## 回 答

### 高レベル放射性廃棄物の処分について



平成24年(2012年)9月11日

日 本 学 術 会 議



- \* 自然科学的知と人文・社会科学的知との結合。
- \* 政府機関が立てた問いを立てなおしたうえで回答。
- \* 政府機関は自ら審議依頼したにもかかわらず応答せず。

- ・ 内閣府原子力委員会からの審議依頼に対する回答。審議依頼の趣旨は、高レベル放射性廃棄物の地層処分施設建設地の候補として名のりあげる自治体が出てこない中で、どうすればこのプロセスを進行させることができるかなどについて助言を求めることにあった。
- ・ これに対して学術会議は、高レベル放射性廃棄物の最終処分をめぐる社会的合意の形成が極度に困難な理由として、**エネルギー政策・原子力政策における社会的合意が欠如したまま最終処分地選定への合意形成を求めるという転倒した手続**などの問題点があることを指摘。
- ・ そのうえで、暫定保管および総量管理を柱とした**政策枠組みの抜本的な再構築**を提案した。

→ 公式の応答なし：「転倒した手続」は変わっていない



## 提言・報告等

日本学術会議は発足以来、政府に対する多くの勧告・答申及び科学技術に関する意見の発表などを行い、成果を上げています。

### 日本学術会議のより良い役割発揮

第25期における日本学術会議のより良い役割発揮に向けた取組です。

[→一覧を表示する](#)

### 答申

「答申」とは、専門科学者の検討を要する事柄についての政府からの問いかけに対する回答です。

[→答申の一覧を表示する](#)

### 回答

「回答」とは、関係機関からの審議依頼（政府からの問いかけを除く。）事項に対する回答です。

[→回答の一覧を表示する](#)

### 勧告

「勧告」とは、科学的な事柄について、政府に対して実現を強く勧めるものです。

[→勧告の一覧を表示する](#)

### 要望

「要望」とは、科学的な事柄について、政府及び関係機関等を実現を望む意思表示をするものです。

[→要望の一覧を表示する](#)

### 声明

「声明」とは、科学的な事柄について、その目的を遂行するために特に必要と考えられる事項について、意見等を発表するものです。

[→声明の一覧を表示する](#)

### 提言

「提言」とは、科学的な事柄について、科学的知見に基づき総合的・俯瞰的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提言を発表するものです。

[→提言の一覧を表示する](#)

### 見解

「見解」とは、科学的な事柄について、部、委員会、分科会又は若手アカデミーが科学的知見に基づき専門的な見地から政府や関係機関、広く社会に向けた提言を発表し、又は、社会的な議論を喚起するため多様な意見を提示するものです。

[→見解の一覧を表示する](#)

※令和3年12月31日以前は、部、委員会又は分科会が実現を促す意見等を発表するものであり、現在の「提言」の定義とは異なっています。

#### ▶ 提言・報告等

[年で探す](#)

[期で探す](#)

[分野で探す](#)

日本学術会議  
ウェブサイト

<https://www.scj.go.jp/>

## 2025

決定（公表）年月日	PDF	名 称			
2025-02-27		<a href="#">生成AIを受容・活用する社会の実現に向けて</a>	2023-09-25	<a href="#">未来の学術振興構想（2023年版）</a> <a href="#">（英訳） Future Academic Advancement Initiative (2023)</a>	日本学術会議
		<a href="#">ポイント</a>		<a href="#">ポイント</a>	
			2023-09-15	<a href="#">自動運転の社会実装と次世代モビリティによる社会デザイン</a> <a href="#">（英訳・要旨） Designing Society by Implementation of Automated Driving for Future Generation Mobility</a>	日本学術会議
				<a href="#">ポイント</a>	

## 2024

決定（公表）年月日	PDF	名 称			
2024-11-28		<a href="#">第7期科学技術・イノベーション基本計画に向けての提言</a>	2023-08-29	<a href="#">壊滅的災害を乗り越えるためのレジリエンス確保のあり方</a> <a href="#">（英訳） Transforming Society to Become Resilient and Sustainable beyond Catastrophic Disasters</a>	日本学術会議
		<a href="#">ポイント</a>		<a href="#">ポイント</a>	

## 2023

決定（公表）年月日	PDF	名 称			
2023-09-26		<a href="#">革新的医療製品の評価技術を迅速に適格性認定するための5つの提言</a> <a href="#">（英訳） Five Recommendations for Rapid Qualification of New Development Tools for Innovative Medical Products</a>	2023-08-29	<a href="#">倫理的課題を有する着床前遺伝学的検査（PGT）の適切な運用のための公的プラットフォームの設置— 遺伝性疾患を対象とした着床前遺伝学的検査（PGT-M）への対応を中心に—</a> <a href="#">（英訳） Establishment of a public platform for the proper operation of Preimplantation Genetic Testing (PGT) with ethical issues - Focus on Preimplantation Genetic Testing for Genetic Disorders (PGT-M)</a>	日本学術会議
		<a href="#">ポイント</a>		<a href="#">ポイント</a>	
2023-09-26		<a href="#">新型コロナウイルス感染症のパンデミックをめぐる資料、記録、記憶の保全と継承のために</a> <a href="#">（英訳） Materials, Records, and Memories related to the COVID-19 Pandemic : How to Preserve and Hand down them to Future Generations</a>	2023-08-29	<a href="#">大学・研究機関における男女共同参画推進と研究環境改善に向けた提言—日本学術会議アンケート調査結果を踏まえて—</a>	日本学術会議
		<a href="#">ポイント</a>		<a href="#">ポイント</a>	

日本学術会議  
ウェブサイト

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-26-t381.pdf>  
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-t351-2.pdf>  
<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-t351-3.pdf>

# 4. 任命拒否はどのようにして起こったか？

会員による直接選挙



学協会による推薦



2004年改正  
コ・オプテーション  
(自己選考)

専門性にもとづく人事では標準的な方法  
これに代わる方法は提案されていない

内閣総理大臣の任命権の性格は不変

## 1948 学術会議法

第7条1項 日本学術会議は、**選挙された**210人の日本学術会議会員（以下会員という。）をもつて、これを組織する。

第17条1項 科学者であつて、左の資格の一を有する者は、会員の選挙権及び被選挙権を有する。

## 1983 学術会議法改正

第7条2項 会員は、第17条の規定による**推薦に基づいて**、**内閣総理大臣が任命**する。

第17条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、**優れた研究又は業績がある科学者**のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、**内閣総理大臣に推薦**するものとする。

## 1983 中曽根首相の答弁

これは、学会やらあるいは学術集団から推薦に基づいて行われるので、**政府が行うのは形式的任命**にすぎません。したがって、**実態は各学会なり学術集団が推薦権を握っている**ようなもので、政府の行為は**形式的行為**であるとお考えください。 **学問の自由独立**というものはあくまで**保障されるもの**と考えております。

# 会員選考はどのように行なわれるのか？

## \*コ・オペレーション制

- ①選考委員会が原案を作成した「**選考方針**」を総会が決定。
- ②会員・連携会員による「**推薦**」と協力学術研究団体（学協会）による「**情報提供**」にもとづいて会員候補者をリストアップ。
- ③3つの部ごとに設けられる**選考分科会**と全体の**選考委員会**による候補者の絞り込み。そのさい、分野横断的分野や新しい学問分野を考慮にいれることを目的として、一定の「**選考委員会枠**」が設けられている。
- ④選考委員会が、**順位をつけた（定数+アルファの）候補者名簿**を作成。  
**\*2016年以降、この段階で「調整」の名による人事介入**
- ⑤幹事会が、**定数と同数の候補者名簿**を決定。このとき、総合的な考慮から選考委員会がつけた順位を変更することがありうる。
- ⑥**総会が、候補者名簿を承認。**
- ⑦**学術会議が内閣総理大臣に候補者を推薦。**任命の1ヵ月前までに（内閣府令）、50音順の氏名のみが示される。何らの説明資料が付けられていないのは、任命行為が形式的なものであるという前提に相応するもの。
- ⑧**内閣総理大臣が任命。**

# 任命拒否に至る経緯

2016 2人の補欠会員について、正式な推薦前の候補者差し替え要求  
推薦されればそれまでと同様に推薦どおり任命する、という前提

2018.11.13 学術会議事務局文書（内閣法制局と協議して作成）

「内閣総理大臣に、日学法第17条による推薦のとおり任命すべき義務があるとまでは言えないと考えられる」→ 任命拒否の正当化

「内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということがも否定されない」 → 定数どおり推薦する、という原則の変更

2020.10.1 任命拒否の実行

**\* 独立性が尊重されるべき機関を人事をつうじて掌握しようとする第2次安倍内閣（菅官房長官・杉田官房副長官）以来の志向の一環**

- ・ 内閣法制局長官、最高裁判所判事、検事総長など
- ・ 複数の候補者を示す（任命権者に選択の余地を残す）よう求めるところから始った点は、最高裁判事の場合と類似

平成 30 年 11 月 13 日  
内閣府日本学術会議事務局

## 日本学術会議法第 17 条による推薦と 内閣総理大臣による会員の任命との関係について

### 3. 日学法第 7 条第 2 項に基づく内閣総理大臣の任命権の在り方について

内閣総理大臣による会員の任命は、推薦された者についてなされねばならず、推薦されていない者を任命することはできない。その上で、日学法第 17 条による推薦のとおり内閣総理大臣が会員を任命すべき義務があるかどうかについて検討する。

(1) まず、

- ①日本学術会議が内閣総理大臣の所轄の下の国の行政機関であることから、憲法第 65 条及び第 72 条の規定の趣旨に照らし、内閣総理大臣は、会員の任命権者として、日本学術会議に人事を通じて一定の監督権を行使することができるものであると考えられること
- ②憲法第 15 条第 1 項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理からすれば、

任命権者たる内閣総理大臣が、会員の任命について国民及び国会に対して責任を負えるものでなければならないこと  
からすれば、内閣総理大臣に、日学法第 17 条による推薦のとおり任命すべき義務があるとはまでは言えないと考えられる。

(※)内閣総理大臣による会員の任命は、推薦を前提とするものであることから「形式的任命」と言われることもあるが、国の行政機関に属する国家公務員の任命であることから、司法権の独立が憲法上保障されているところでの内閣による下級裁判所の裁判官の任命や、憲法第 23 条に規定された学問の自由を保障するために大学の自治が認められているところでの文部大臣による大学の学長の任命とは同視することはできないと考えられる。

- ・最高裁判所の指名した者の名簿によって行われる内閣による下級裁判所の裁判官の任命（憲法第 80 条及び裁判所法第 40 条）
- ・大学管理機関の申出に基づく任命権者による大学の学長等の任命（教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 10 条）

(2) 他方、会員の任命について、日本学術会議の推薦に基づかなくてはならないとされているのは、

- ①会員候補者が優れた研究又は業績がある科学者であり、会員としてふさわしいかどうかを適切に判断しうるのは、日本学術会議であること
- ②日本学術会議は、法律上、科学者の代表機関として位置付けられており、独立して職務を行うこととされていること
- ③昭和 58 年の日学法改正による推薦・任命制の導入の趣旨は前述したとおりであり、これまでの沿革からすれば、科学者が自主的に会員を選出するという基本的な考え方に変更はなく、内閣総理大臣による会員の任命は、会員候補者に特別職の国家公務員たる会員としての地位を与えることを意図していたこと  
よることからすれば、内閣総理大臣は、任命に当たって日本学術会議からの推薦を十分に尊重する必要があると考えられる。

(3) なお、(1) 及び (2) の観点を踏まえた上で、内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命するということも否定されない（日本学術会議に保障された職務の独立を侵害するものではない。）と考えられる。

内閣府  
開示文書

2018.10.9

## 日本学術会議法第 17 条による推薦に基づく 会員の任命を内閣総理大臣が行わないことの可否について

学問の自由は憲法で保障されているところであり、日本学術会議の使命及び目的に鑑みれば、会議の職務の遂行のためには、日本学術会議が時々の政治的便宜に左右されることなく、科学者自身による科学者の代表機関としての自主性を持つため、職務に関して政府等から独立した立場を保障されているところである。

内閣総理大臣が学術会議の推薦に必ずしも拘束されないことを主張するために、文部大臣による学長の任命の例を参照しようとする、「明らかに違法無効と客観的に認められる場合」に限られ、内閣総理大臣の「総合的判断」（裁量的判断）を導き出すことができない。

結論に向けた論理展開が伏せられている。

### 3. 日学法第 17 条による推薦の羈束性について

日学法第 3 条に規定される日本学術会議の職務の独立性を保障するためには、会員人事に当たって、会議の自主的な選出結果を十分尊重する必要があることから、日学法第 17 条による推薦に基づき行う内閣総理大臣の任命行為は、特別職の国家公務員たる会員にその法的地位を与えるための形式的なものと解しているところである

もっとも、どのような場合でも絶対的に推薦に拘束されるかということについては、

①憲法第 15 条第 1 項の規定に明らかにされているところの公務員の終局的任命権が国民にあるという国民主権の原理についても考慮する必要があること、

②大学の学長の任命について文部大臣の任命が大学からの申出に拘束されるかどうか争われたいわゆる九大学長事務取扱事件（東京地方裁判所判決昭和 48 年 5 月 1 日 昭和 44 年（ワ）7406 号）において、「もっとも、任命権者たる文部大臣あるいは地方公共団体の長は、その権限を適法に行使しなければならないこともいうをまたないから、申出が明らかに違法無効と客観的に認められる場合、例えば、申出が明白に法定の手續に違背しているとき、あるいは申出のあつた者が公務員としての欠格条項にあたるようなときなどは、形式的瑕疵を補正させるために差戻したり、申出を拒否して申出のあつた者を学長等に任用しないことができるといわなければならない」とされていること

から、

内閣総理大臣は、会議から推薦された者の任命を行わないことができないとまでは解されないと考える。

内閣府  
開示文書

令和2年10月の日本学術会議会員改選に向けて

4月～6月

分野別選考作業（分科会開催） → 96人を選定予定

選考委員会（執行部推薦分15人を上乗せ、会員候補者111名を選定）

選考方針のポイント

- (1) 専門分野のバランス  
できるだけ学問の境界領域、新しい領域に配慮。
- (2) 女性会員の確保  
会員に占める女性の割合を35%とする成果目標を設定。
- (3) 地域バランスの確保  
地区会議の活動に支障を来すような地区が生じないように配慮。

ご相談にまいります

6月末 幹事会 (会員候補者105名を選定)

7月9日(木) 臨時総会(予定) (会員候補者105名を承認)

8月 内閣総理大臣に会員候補者を公式に推薦 \*日本学術会議法

10月1日(日) 発令 (内閣総理大臣任命)

(10月2日(月) 会員任命式)

幹事会が105人の候補者を決定する前に、事務局が官邸に選考委員会資料を示し、説明する予定になっている。

内閣府  
開示文書

R2.6.12

芦名 定道	哲学・京都大学大学院文学研究科教授
加藤 陽子	史学・東京大学大学院人文社会系研究科教授
岡田 正則	法学・早稲田大学教授法学学術院教授
小澤 隆一	法学・東京慈恵会医科大学医学部医学科教授
松宮 孝明	法学・立命館大学大学院法務研究科教授
宇野 重規	政治学・東京大学社会科学研究所教授

2020年6月12日の段階で、すでに任命拒否者のリストが示されていた。その後の経緯は不明だが、学術会議は当初の判断どおりの105人を推薦し、そのうちこの6人が任命を拒否された。

不開示部分がまだ残っている。全面開示が必要。

内閣府  
開示文書

## \* 任命拒否から学術会議のあり方論への連続と転轍

2020.10 6人の会員候補者の任命拒否

- ・学術会議のあり方に問題がある、という言説の顕在化  
→ **任命拒否を既成事実化しつつ論点を転換**

2020.12 自民党「政策決定におけるアカデミアの役割に関する検討プロジェクトチーム（PT）」提言（**法人化論の原型**）

2022.12～2023. 4 内閣府の学術会議法改正案（**国の機関が前提**）

- ・「不十分だが第一歩」（自民党PT） → 法案提出を断念

2023.12 有識者懇談会「中間報告」と「大臣決定」（**法人化論への回帰**）

**自民党PT**が後押しし、  
**内閣府総合政策推進室**が前面に立って、  
**有識者懇談会**を利用しつつ推進する法人化

# 5. 学術会議の〈あり方〉はなぜ問題にされているのか？

## \* 1949 **日本学術会議**発足

- ・ 「政府は、左の事項について、日本学術会議に**諮問**することができる。」
- ・ 「日本学術会議は、左の事項について、政府に**勧告**することができる。」

## \* 1959 **科学技術会議**設置（内閣総理大臣の諮問機関）

- ・ 「**日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告**に関するこのうち重要なものに関して**関係行政機関の施策の総合調整を行う必要**があると認めるときは、同会議に諮問しなければならず、これに対する答申があったときは、これを尊重しなければならない。」
- ・ 「科学技術」：「人文科学のみに係るものを除く」
  - 1995 科学技術基本法：「**人文科学のみに係るものを除く**」

## \* 2001 **総合科学技術会議**

→ 2014 **総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）**

- ・ 科学技術政策の「司令塔」

引き継いだこと

- ①閣僚＋有識者
- ②人文・社会科学の除外

引き継がなかったこと

学術会議への諮問・勧告  
に対応するという関係

# 総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）

議長		石破 茂	内閣総理大臣
議員	閣僚	林 芳正 城内 実 村上誠一郎 加藤 勝信 あべ 俊子 武藤 容治	内閣官房長官 科学技術政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣
	有識者	宮園 浩平（常勤議員） 伊藤 公平（非常勤議員）	元理化学研究所理事・元東京大学卓越教授 慶應義塾長、慶應義塾大学理工学部教授 日本学術会議会員、日本私立大学連盟常務理事
		梶原ゆみ子（非常勤議員）	シャープ（株）社外取締役 産業競争力懇談会エグゼクティブアドバイザー
		佐藤 康博（非常勤議員） 鈴木 純（非常勤議員）	株式会社みずほフィナンシャルグループ特別顧問 帝人（株）シニア・アドバイザー
		菅 裕明（非常勤議員）	出光興産（株）社外取締役 日本経済団体連合会 常任幹事 東京大学理学系研究科化学専攻教授 東京大学先端科学技術研究センター教授 日本学術会議会員
	波多野睦子（非常勤議員）	ミラバイオロジクス株式会社取締役 東京科学大学理事・副学長 東京科学大学工学院教授	
	関係機関の長	光石 衛（非常勤議員）	日本学術会議会長

2016年から2025年2月まで上山隆大



## CSTI

- ・ 科学技術政策の「司令塔」
- ・ トップダウンの構成・活動原理  
経済財政諮問会議と同型
- ・ 政府の政策と予算に直結  
総合科学技術・イノベーション基本計画  
各種大型プロジェクトなど
- ・ 内閣府政策統括官、科学技術イノベーション推進事務局などの強力な機構と予算

本来は「同じ方向を向く」という意味ではない。

「車の両輪」論

見なおし

## 日本学術会議

- ・ 「学術の進歩に寄与する」使命をもち、独立して職務を遂行する国の機関
- ・ ボトムアップの構成・活動原理
- ・ 「科学者コミュニティの代表」としての非権力的・社会的権威に依拠
- ・ 事務局は内閣府職員により構成されるが、活動の内容には関与しない
- ・ 大きな予算制約のもとで会員・連携会員の手弁当による活動

増大する役割

「科学技術」と「学術」との関係とパラレル

政府による  
周辺化

## 「日本の展望—学術からの提言2010」（2010.4.5）

**「学術」**は「あらゆる学問の分野における知識体系とそれを実際に応用するための研究活動」を総称するものであり、「諸科学の全体」、「それらの領域における幅広い知的創造の活動」を意味するものである。また、「学術」研究は、「**真理を追求するという人間の基本的な知的要求に根ざす**」ことを本質とし、それゆえ、「研究者の自由闊達な発想を源泉として展開されることによって優れた成果を期待できる」ものであり、近代の大学制度を支える**学問の自由**の原理は、まさに「学術」の論理と相照応するものにほかならない。

「学術」には、**「科学」**の用語に含まれる「**知の多元化**」（専門分化）への傾向性に対して、人間の知的、創造的営みを大きく一つのものとして包括的に捉え、**諸科学のあり方を総合的に追究する**という課題が託されていると見ることができる。

**「科学技術」**は、二つの点において、学術のコンセプトを狭隘にするものである。一つは、科学技術基本法が示しているように、**人文・社会科学の知的営みを含まないこと**、そしてもう一つは、**自然科学の中でも、技術開発志向の科学、科学を基礎とした技術（science based technology）に主要な関心を示していること**である。

- 科学技術基本法の改正を勧告
  - ・「科学技術」を「科学・技術」に。
  - ・「人文科学のみに係るものを除く。」という規定を削除。

## \* 2003.2 総合科学技術会議・日本学術会議の在り方に関する専門調査会「日本学術会議の在り方について」→ 現行制度へ

「**政策提言を政府に対しても制約なく行いうる**など中立性・独立性を確保したり、諸課題に機動的に対応して柔軟に組織や財政上の運営を行っていくためには、**理念的には、国の行政組織の一部であるよりも、国から独立した法人格を有する組織であることがよりふさわしいのではないか**」ということから、「**最終的な理想像としては、国家的な設置根拠と財政基盤の保証を受けた独立の法人とすることが望ましい方向であると考えられる**」。

「一方で、日本学術会議の設置形態の検討に当たっては、**我が国社会や科学者コミュニティの状況等に照らして、直ちに法人とすることが適切であるか、なお慎重に検討する必要がある**」。

「当面は国の特別の機関の形態を維持する」とともに必要な法改正を行ない、**主体的な改革を進め**たうえで、「今回の**改革後10年以内**に、新たに日本学術会議の在り方を検討するための体制を整備して上記のような評価、検討を客観的に行い、その結果を踏まえ、**在り方の検討を行うこととすべきである**」。

## \* 2015.3 日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議「日本学術会議の今後の展望について」の意見書

「**国の機関でありつつ法律上独立性が担保**されており、かつ、政府に対して勧告を行う権限を有している現在の制度は、日本学術会議に期待される機能に照らして相応しいものであり、**これを変える積極的な理由は見出しにくい。**」

# 周辺化された学術会議の存在に対する政府の覚醒

## ① “好ましくない”学術会議 のあり方を排除する

\* 軍事と学問との接近（軍事研究）に対する学術会議の警鐘

\* キーワード：「デュアル・ユース」（軍民両用）研究

## ② “期待される”学術会議のあり方への改造

\* 科学技術イノベーションの推進（人文・社会科学の包摂）のための学術会議の活用

\* キーワード：政府・産業界などとの「問題意識・時間軸の共有」

表に出ているのは②、政治的な推進力となっているのは①

## ①“好ましくない”学術会議の排除

\* 防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」（2015～）

⇒ 「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017.3）

**秘密の保持**を求める軍事的安全保障研究（軍事研究）と

**研究の公開性**を本性とする学術の健全な発展との**緊張関係**

→ 大学等は研究の適切性を審査する制度を

\* 経済安全保障推進法（2022.5）から安保3文書へ（2022.12）

→ 防衛体制を強化するための政府・大学・民間が一体となった研究開発（科学・技術研究の動員）

→ 資金の出所を問わず、秘密の保持が求められる場所的・人的範囲が研究の現場で拡大

→ **「声明」（＝学術会議）の立場は妨げ**になる

「国民の生活を豊かにし、国民の命を守るための研究、学問の自由をむしろ学術会議は阻んでいるのではないか」という声がたくさん上がってきている。「経済安全保障問題、**デュアルユース**、中国への技術流出をどう考えるか、ここがポイントだ」。これらをスルーして（学術会議が）報告書をもってきても「自民党としては受け止められない」（2020.11.17、参議院内閣委、山谷えり子）

# \* 先端技術開発の官民協力

将来の国民生活及び経済活動の維持にとって重要なものとなり得る先端的な技術のうち、…情報が外部に不当に利用された場合、又は当該技術を用いた物資若しくは役務を外部に依存することで外部から行われる行為によってこれらを安定的に利用できなくなった場合において、国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるもの

宇宙・海洋・量子・AI・バイオなど

研究代表者の同意を得て大臣が組織

特定重要技術

国の資金による研究開発

経済安全保障重要技術育成プログラム

(官民) 協議会

研究代表者

政府部門

情報収集  
研究開発の促進方策  
成果の取扱い  
情報管理

調査研究機関  
(シンクタンク)

機微情報の共有

セキュリティ・クリアランス  
(秘密取扱者適格性確認制度)

守秘義務

秘密特許制度

安全保障技術研究推進制度におけるPOによる進捗管理をはるかに大がかりにしたもの

## 「軍事的安全保障に関する声明」(2017.3)

「科学者コミュニティが追求すべきは、何よりも学術の健全な発展であり、それを通じて社会からの負託に応えることである。学術研究がとりわけ政治権力によって制約されたり動員されたりすることがあるという歴史的な経験をふまえて、研究の自主性・自律性、そして特に**研究成果の公開性**が担保されなければならない。しかるに、軍事的安全保障研究では、**研究の期間内及び期間後に、研究の方向性や秘密性の保持をめぐって、政府による研究者の活動への介入が強まる懸念がある。**」

「**大学等の各研究機関**は、施設・情報・知的財産等の管理責任を有し、**国内外に開かれた自由な研究・教育環境を維持する責任を負う**ことから、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について、その適切性を目的、方法、応用の妥当性の観点から技術的・倫理的に**審査する制度**を設けるべきである。」

## 「軍事的安全保障に関する報告」(2017.3)

制度の「廃止」や応募の「禁止」を主張しているわけではない

「軍事的安全保障研究」とは何を指すのか？

- ア) 軍事利用を直接に**研究目的**とする研究
  - イ) 研究**資金の出所**が軍事関連機関である研究
  - ウ) 研究成果が**軍事的に利用される可能性**がある研究、等
- 「**範囲が広く、どこまで含まれるか判断が特に難しいのはウ)の**カテゴリーであり、慎重な対応が求められる。」

学術会議は「デュアル・ユース研究」を否定していたが2022年に容認に転じた、という理解は誤り

- ☞ 少なからぬ大学をはじめとする研究機関が、軍事研究に対する態度を検討
  - 安全保障技術研究推進制度に対する大学からの応募が減少

## ② “期待される”学術会議への改造

\* **科学技術・イノベーションを推進するうえでの人文・社会科学（文理の「総合知」）の重要性への着目**

→ 科学技術基本法から科学技術・イノベ基本法へ（2020.6）

→ 人文・社会科学を包含する学術会議への関心

\* 産業界出身の会員、政策形成に経験のある会員などを増やし、政府・産業界等との「問題意識・時間軸」の共有にもとづいて、「課題解決」に役立つ、「実効性」のある科学的助言を提供するような学術会議へ（←現在の学術会議は役に立っていない、という認定）

→ 学術会議の〈**諮問機関-シンクタンク**〉化

←→ **独立した立場から科学的助言を提供する学術会議**

「今回の人文・社会系研究者六人の任命除外をめぐっては、『**世の役に立たない学問分野から先に、見事に切られた**』との冷笑もSNS（ネット交流サービス）上に散見された。だが、実際に起きていたのは全く逆の事態なのだ。人文・社会科学が科学技術振興の対象に入ったことを受け、**政府側がこの領域に改めて強い関心を抱く動機づけを得た**ことが、事の核心にあらう」（「加藤陽子の近代史の扉 学術会議『6人除外』—『人文・社会』統制へ触手」『毎日新聞』2020.10.17,ウェブ版）

## 日本学術会議幹事会声明 「これからの大学のあり方—特に教員養成・人文社会科学系のあり方—に関する議論に寄せて」 (2015.7.23)

1. 日本学術会議は、先に公表した「第5期科学技術基本計画のあり方に関する提言」(平成27年2月27日)において、現代社会における人文・社会科学の役割について、次のように指摘した。

「今日、社会が解決を求めている様々な課題に応えるために、**自然科学と人文・社会科学とが連携し、総合的な知を形成する必要がある**との認識はかつてなく高まっている。その際、**現在の人間と社会のあり方を相対化し批判的に省察する、人文・社会科学の独自の役割**にも注意する必要がある。**自然・人間・社会に関して深くバランスの取れた知を蓄積・継承し、新たに生み出していく**ことは、知的・文化的に豊かな社会を構築し次世代に引き継いでいくことに貢献すべき科学者にとって、責任ある課題であることを認識しなければならない。」このように、総合的な学術の一翼を成す人文・社会科学には、独自の役割に加えて、自然科学との連携によってわが国と世界が抱える今日的課題解決に向かうという役割が託されている。このような観点からみると、**人文・社会科学のみをことさらに取り出して「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換」を求めることには大きな疑問**がある

2. 大学は社会の中であって、社会によって支えられるものであり、広い意味での「社会的要請」に応えることが求められている。このことを大学は強く認識すべきである。しかし、「社会的要請」とは何であり、それにいかに応えるべきかについては、**人文・社会科学と自然科学とを問わず、一義的な答えを性急に求めることは適切ではない**。具体的な目標を設けて成果を測定することになじみやすい要請もあれば、目には見えにくくても、長期的な視野に立って知を継承し、多様性を支え、創造性の基盤を養うという役割を果たすこともまた、大学に求められている社会的要請である。前者のような要請に応えることにのみ偏し、後者を見落とすならば、大学は社会の知的な豊かさを支え、経済・社会・文化的活動を含め、より広く社会を担う豊富な人材を送り出すという基本的な役割を失うことになりかねない。

政府にとって、人文・社会科学は**“取扱い注意”**の領域  
(任命を拒否された6人はすべて人文・社会学者)

## 6. 有識者懇談会はどのような理由で法人化を主張したのか？

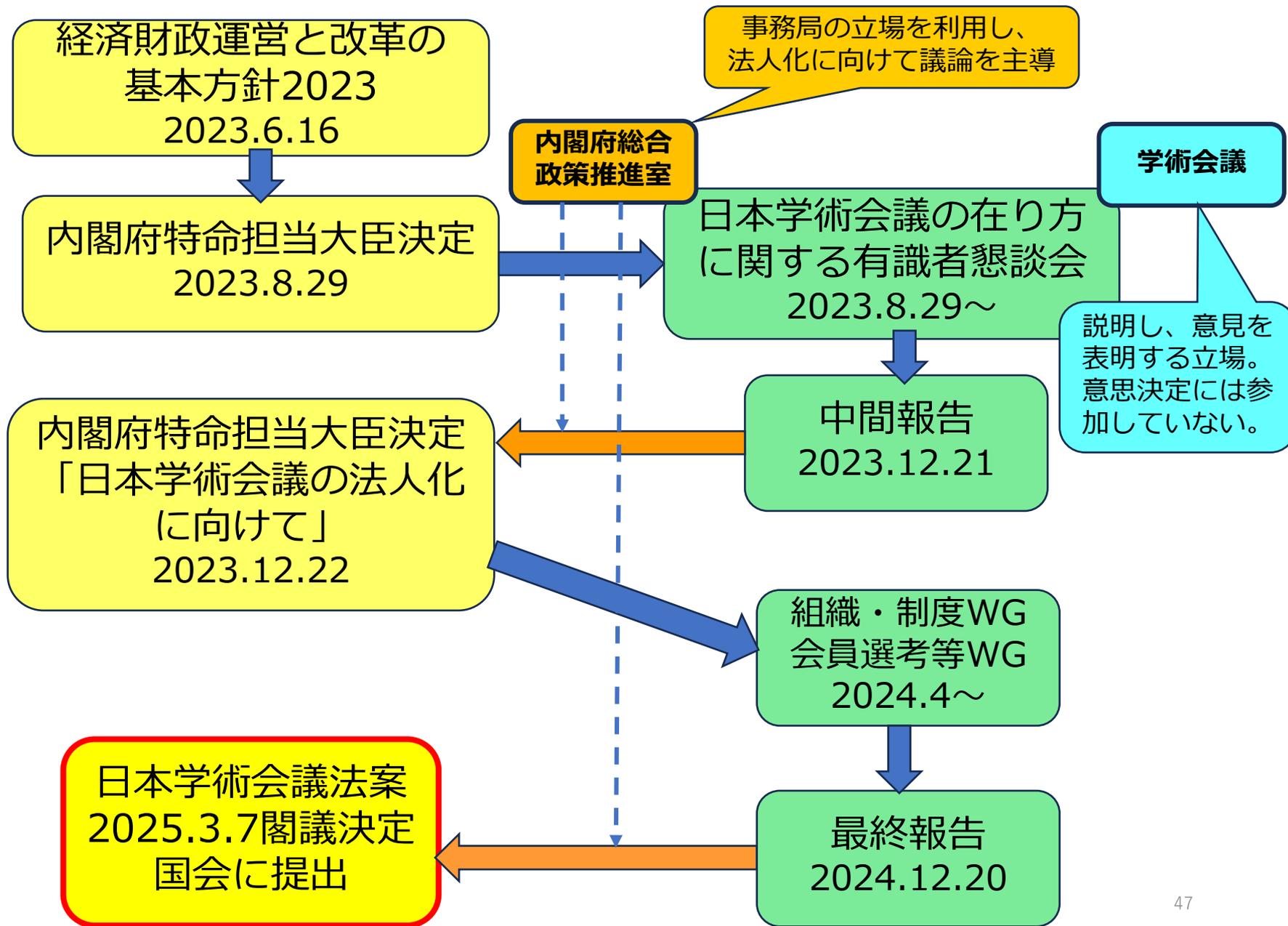
### 日本学術会議の法人化に向けて

令和5年12月22日  
内閣府特命担当大臣決定

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告において、日本学術会議には、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献、課題解決に向けた学術的・科学的助言などの機能が求められており、世界最高のアカデミーを目指し、これらの機能を十分に発揮できるようにするためには、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする。

組織体制の詳細については、活動・運営の高い独立性を前提とした上で、科学の進歩と社会の変化が日本学術会議の活動・運営に自律的に反映されるとともに、国民の理解・信頼の確保に必要な高い透明性と自律的な組織に必要なガバナンスが担保されるよう、以下の考え方に沿って、今後、日本学術会議の意見も聴きながら、内閣府において法制化に向けた具体的な検討を進める。

# 法人化に向けた意思決定の仕組み



①学術会議が独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行なう機能を十分に果たすためには、「そもそも政府の機関であることは矛盾を内在している」。

②学術会議の自主的改革には「敬意を表する」が、「国の機関のままでの改革には制度面でも財源面でも限界が感じられる」ため、「国とは別の法人格を有する組織になることが望ましい」。

③国には学術会議の活動・運営に必要な財政的支援を引き続き行なうことが求められるが、学術会議も財政基盤の多様化（国費以外の自主財源の獲得）に努めるべきであり、そのためには国から離れることが必要となる。

④国からの財政的支援を受ける以上、「外部の意見」を聴く仕組みを設け、活動・運営が使命・目的に沿って行なわれていることを「国民に説明」できるようにしなければならない。

# 有識者懇談会の誤謬①—「独立した国の機関」を理解できない

「国の組織であり会員を公務員とするために、学術会議が選考し推薦した候補者を内閣総理大臣が任命するプロセスが避けられない現在の組織体制」より、「学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組みとする方が自然であり、独立性・自律性の観点から望ましい」。

\* 任命拒否が行なわれるまでは、「学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組み」として問題なく機能していた。

→ 国の組織であれば任命拒否が起こりうるので、国から離れる（法人化する）ことが望ましいとして**任命拒否を正当化**するだけではなく、任命拒否を**逆手**にとって**法人化を根拠づけて**いる。

→ 法人化論は会員選考の自律性を真に尊重するものではなく、会員選考を含めて学術会議をコントロールする志向の延長線上にある。

なお、学術会議会員と同じく特別職国家公務員である日本学士院会員には、内閣総理大臣の任命という手続は存在しない。「学術会議が選考した候補者が手続き上もそのまま会員になる仕組み」なら、これに倣う道もある。

「会員は、学術上功績顕著な科学者のうちから、日本学士院の定めるところにより、日本学士院において**選定**する。」（日本学士院法3条1項）

自ら選んで自ら決める。

「独立した立場から政府の方針と一致しない見解も含めて政府等に学術的・科学的助言を行う機能を十分に果たすためには、そもそも政府の機関であることは矛盾を内在」している。

- \* 学術会議は、独立して職務を行なうことが法律に明記された「国の特別の機関」であって、ふつうの「政府の機関」とは異なる。
- \* 国の機関であっても「政府の方針と一致しない見解」を示すことをためらうことはなかった。

例：「高レベル放射性廃棄物の処分について」の回答（2012.9）

「軍事的安全保障研究に関する声明」（2017.3）

- \* 国の機関が「政府の方針と一致しない見解」を示すことを正常なこととして受け入れることができないことを「矛盾」と表現している。

→ 政府等と「**問題意識や時間軸を共有**」した科学的助言を求める、という志向へ

## \* 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」 (2021.4.22)

### ・ 「選考方針」の充実と公表

学術会議の独立性をコ・オペレーションの原則によって確保することを前提としたうえで、

- ①求められる会員像を明確にし、「**選考方針**」を作成して公表する。
- ②大学や研究機関以外で優れた研究や業績のある会員を増やして多様性を高めるために、**従来よりも幅広く候補者を求める**方策をとる。
- ③選考過程についての情報や各会員についての選考方針にもとづく**選考理由**などを（後者については任命後に）公表するなど、公開性を高める。

→ 「選考に当たって考慮すべき観点」のひとつとして、「大学・研究機関だけではなく、産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った会員候補者…の選考も考慮する」とあるが、あくまでも「**優れた研究又は業績がある科学者**」であることが前提であり、**実務の現場での業績が科学者としての資質から独立して評価される**わけではない。

また、産業界というのも、**産業的（経済的）利害を代表する者**という意味ではないのは当然であり、「**科学者**」であることが前提である。

- ・「選考方針」案については、「外部有識者」の意見も聴取している（2022.4.6 選考委員会資料。意見なしを含む）

国立大学協会

公立大学協会

日本私立大学連盟

日本私立大学協会

国立研究開発法人協議会

日本学術振興会

日本学士院

日本経済団体連合会

経済同友会

日本商工会議所

**日本弁護士連合会**

日本労働組合総連合会

全国消費者団体連絡会

### 日弁連の意見

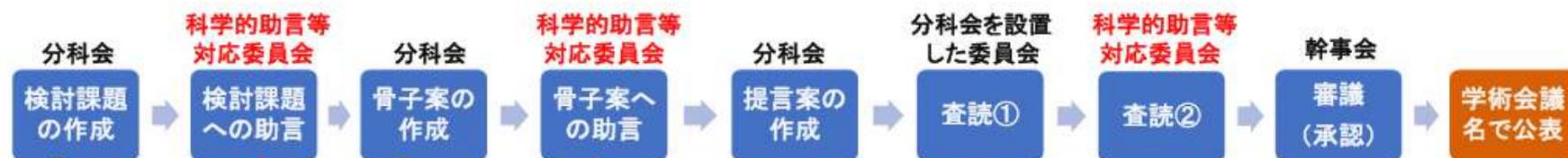
大学・研究機関だけではなく、経済界、医療分野、法曹界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った会員候補者（中略）の積極的な選考に努める」とされている。このような実務の現場からの会員候補者の選考は、2021年報告書を更に具体化したものとして、「法曹界」が言及されていることも含め、評価できる。

ただし、日本学術会議の会員候補者は「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」選考することとされており（日本学術会議法17条）、一般的には論文、著作、研究成果等によって客観的に評価される科学者の研究又は業績に対して、法曹界の人材をどのような評価基準で会員候補者として選考するのか、また、実際に会員となった場合にどのような活動を期待するのかについて、十分な検討が必要になると思われる。法曹としての実務の評価基準と、科学者としての学術的な評価基準とは必ずしも同一ではないからである。

- ・ 科学的助言対応委員会を設置して、質を担保するための調整機能を強化。

## 4. 科学的助言等対応委員会

### 2. 「提言」案の査読



【具体例】 本年秋に「提言」の公表を目指す科学者委員会学術体制分科会の場合



●意思の表出等の作成手続について

（令和3年12月24日  
日本学術会議第320回幹事会決定）



「最終報告」

学術会議の活動・運営の全般について**外部の意見を幅広く聴くように努める**ことは、より良い役割発揮に向けて国民の理解と支持を得ていくためには不可欠である。法人として新たに出発する学術会議に対して、**少数の科学者だけが内輪の論理で独りよがりになってしまうのではないか**というような懸念を生じさせないためにも、そのために**必要な仕組みを制度的に担保しておく**ことが望まれる（選考助言委員会、運営助言委員会など）。

Ⅲ. 査読における確認事項について

意思の表出の種類にかかわらず、科学的助言等対応委員会、部等における査読において確認を行うべき事項は、主に以下のとおりとする。なお、科学的助言等対応委員会、部等の判断で査読の具体的な手順、査読期間の目安等について別に定めることを妨げない。

- ①日本学術会議における過去10年間の公表文書、直近に公表予定の文書等との通時的な整合性
- ②科学者の内外に対する代表機関が発信するに相応しい論理性と倫理性
- ③内容の実行可能性と実現可能性
- ④読みやすさ、簡潔な要旨
- ⑤記述・主張を裏付けるデータ、適切な引用、出典・参考文献の明記
- ⑥利益誘導と誤解されることのないような配慮
- ⑦異なる意見の公平な取扱い
- ⑧委員会・分科会の設置趣旨との整合性
- ⑨意思の表出の種類と内容の整合性
- ⑩勧告、要望、声明、提言（以下「提言等」という。）とする場合に特に確認を要する事項（見解の場合は、ア）～オ）に準拠している旨を部又は委員会等において適切に確認されていることの確認を行う。）
  - ア）個別分野のみに関わり学協会等で代替可能ではないか。
  - イ）読者・名宛人を明確にして立案しているか。
  - ウ）関係する市民や団体、関係機関などとの意見交換の場を設けているか。
  - エ）異論に対する公平な取り扱いがなされているか。
  - オ）グローバルな議論の状況に十分な目配りがなされているか。
  - カ）関係する委員会・分科会との連携がなされているか。
  - キ）提言等発出後も、関係する市民や団体、関係機関との意見交換や公開シンポジウムを行うなど、提言等の実現に努力するか。

## \* 「財政基盤の充実」のための法人化か？

「国の機関のままでの改革には制度面でも財源面でも限界が感じられ」る。



- \* 政府には、「ナショナル・アカデミーの意義及び性格を踏まえ、学術会議の活動・運営に必要な財政的支援を継続して行うことが求められる」。
- \* しかし、今後必要になる「相応の財源」については、「現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない」。
- \* したがって、財政基盤を多様化し、「少なくとも将来的に一定程度の自主財源を確保することを目指すのは極めて自然」である。
- \* 財政基盤を多様化するためには、国の組織であることには制約があり、法人化が望ましい。

一方では、「**財政基盤の多様化**」によって法人化を根拠づけ、  
他方では、「**国からの財政的支援**」によって「**ガバナンスの強化**」を根拠づける  
という論理構成

「新たな日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。／**その上で**、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。」（大臣決定）

\* 「財政基盤の多様化」の中味

- ・ 「コントラクト」（契約）にもとづき対価を徴収して審議依頼に応じるメディアとの「包括的な連携」など
- ・ 寄付

\* 対価の徴収などは、性格上、科学的助言の**独立性**にとって疑問であり、**安定的**財源となるかどうかも疑問

\* 国の財政的支援と自主財源との関係は不透明

- ・ 国費によって何を、自主財源によって何を賄うのか → 「最終報告」
- ・ 国費の支出はどの程度安定的なものなのか

→ 現状程度の水準すら保証されているわけではない

→ **外部資金（対価）の得られる方向に活動を向けることを迫られる**

\* 財政基盤の強化の必要性に焦点が当てられたことは評価できるが、それが法人化の根拠とされていることは本末転倒

→ 問われるべきなのは設置形態ではなく「現下の厳しい財政状況の下でそのすべてを国費に期待することは現実的ではない」という前提（思考停止）

2025年度予算案では2.5億円増の12億円  
**政治的意思があれば国の機関のままで増額可能であることを示している**

## 法人の予算のイメージ（未定稿）

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会2024.12.18

- ◆ 日本学術会議が国民から求められる機能を適切に発揮するために必要な体制(事務局を含む)を整備する。
- ◆ 日本学術会議は、活動・運営の活性化、独立性の徹底という観点からも、財政基盤の多様化に努める。
- ◆ その上で、必要な財政的支援を行う。外部資金獲得の支援に必要な措置も検討する。

### ③外部資金による自主的な活動

- ・ 民間企業等からの委託、共同事業
- ・ 寄付 等

### ②ミッション・オリエンテッド型の活動

- ・ 社会課題解決のためのプロジェクト
- ・ 国からの審議依頼 等

### ①経常的な活動・運営

(人件費、国際分担金、基本的な審議経費、広報経費等)

### 有識者懇談会「最終報告書」

○ 国から独立した法人に移行する学術会議に対して行われる(A)国からの財政的支援の内容としては、

- ① 経常的な活動・運営（人件費、広報経費、庁舎管理経費など）
- ② **学術自身の価値を目的**とする活動（学術の在り方・社会との関係や基本原理に係るもの、研究基盤・研究環境の整備など学問・学術のインフラに相当する活動など）
- ③ **学術の用途を目的**とする活動（喫緊の社会課題への対応）
- ④ **政府等への学術的知見の提供**（国からの審議依頼等）

などが考えられ、このほかに(B)外部資金による自主的な活動のための経費の獲得に努めていくことになる。

世界最高のナショナルアカデミーを目指して  
～日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会最終報告書～

運営の自律性は最終目標であり、国の「無用な」コミットメントを伴う**自律性の欠けた法人**として出発することを告白。

## (2) 法人形態

- 懇談会としては、将来的・最終的には、活動の拡大はもとより財政面も含めて自律性も高め、海外アカデミーに見られる公益法人のような形に落ち着いていくことが、ナショナルアカデミーとしての学術会議の理想的な在り方ではないかという思いを抱いている。

学術的助言等の活動に対する国民及び社会からの信頼を積み重ね、理解と支持を獲得し、財政基盤の多様化を進めながら自律的な運営に至る。その一方で、学術と政治や行政との適切な関係を構築することを通じて、国からも一定程度の支援を受ける。ここに至れば、もはや政府任命の監事等が置かれる理由はなく、国にとっても無用のコミットメントを続ける意味はない。

- ただし、そこに着地するまでには、海外アカデミーに見られるような長い努力と実績・信頼の積み重ねが必要となる。このため、懇談会としては、まずは国が設立する法人として出発し、より良い役割発揮に向けた努力を通じて、国民の理解と信頼を獲得するよう努めつつ、財政面も含めた運営の自律性を着実に高めていくことが現実的であると考えます。

※ 本資料は、これまでの議論を踏まえ、議論の便宜のため、法人形態の一例を示したもの。

## 法人形態について（未定稿）

資料2  
総合政策推進室

	現状（国の機関）	I 特別な法人	II 公益法人+ $\alpha$	III 公益法人+ $\beta$ 【指定法人・私立大学法人】	（参考） 独法・国立大学法人
根拠法	日本学術会議法	日本学術会議法	日本学術会議法	新法（ナショナルアカデミーの地位、手続等を定める）	独立行政法人通則法 +個別設置法
会員の任命	主務大臣任命	×	×	×	—
法人の長の任命	—	×	×	×	主務大臣任命
財政基盤	経費は国庫の負担	国が必要な財政的支援を行う（法律）	国は、業務に要する経費を二分の一を超えて補助することができる（法律）	国は、業務に要する経費の一部を補助することができる（法律）	政府は、予算の範囲内において、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（法律）
ガバナンス	計画	【アクションプラン】 <u>評価委員会の意見を聴いて中期的な計画を作成</u>	毎年度の事業計画 （主務大臣認可）	毎年度の事業計画 （主務大臣認可）	<u>中期計画</u> （ <u>主務大臣認可</u> ）
	評価	政策評価、行政事業レビュー	政策評価、行政事業レビュー（法人所管部局）	政策評価、行政事業レビュー（法人所管部局）	政策評価、行政事業レビュー（法人所管部局）
		【会長任命の有識者による外部評価】	評価委員会による評価 （主務大臣任命）	第三者機関による評価 （主務大臣認定）	—
監事	—	<u>主務大臣任命</u>	<u>主務大臣認可（法人の長が任命）</u>	<u>法人（評議員会：監視・監督機関）が任命</u>	<u>主務大臣任命</u>
備考			・理事会の過半数が外部者 ・法人の長と理事長を分離	・法人の申請により、基準（業務及び運営の体制等）を満たす法人を指定	

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会2024.12.18

# より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて

(日本学術会議幹部会、2024.10.31)

・日本学術会議のガバナンスにおいては、既存の考え方にとらわれず自由な発想を伸ばすという学術の本質及び科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点から、**一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプトを必要とする**という理解が共有されていない。

・したがって、政府の法人化案は、依然として**行政組織のガバナンス構造**を基礎としており、ナショナルアカデミーの特殊性に配慮してこれに**若干の修正を施す**という発想から抜け出せていない。

## ●ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス

学術の発展は、**ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス**を必要とし、**監事や外部評価委員を大臣が任命するトップダウン型の構造**とは相容れない。独立性、自律性を保障された日本学術会議は、学術をすべての人のものとするために、パブリックコメント等を通じて、国会、政府、産業界のみならず、**大学等の研究機関、学術団体、NGO、市民を含む幅広い多様な人々とのコミュニケーションと参加を促進**する。そのことにより、日本学術会議は、運営の透明性を確保し、それらの多様な主体に対する説明責任を自律的に果たすことを目指す。

# 日本学術会議法案の概要

## 背景・必要性

日本学術会議が**世界最高のアカデミー**として科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献することを目的とし、**その機能を強化**するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、**独立した法人格を有する組織**として必要な法制の検討等を進める。  
(骨太の方針2024) (独立した法人格を有する組織: 特殊法人)

## 法案の概要

### 1. 目的

会議は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、**学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与**することを目的とする。

### 2. 日本学術会議の機関

- 会議に、会員のほか、総会、会長、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会等を置く。
- 会長は、会員のうちから総会の決議により選任する。
- 監事は、会員以外の者から内閣総理大臣が任命する。

### 3. 会員の選任

- 会員は、**会員候補者選定委員会が選定した会員の候補者のうちから、総会が選任**する。
- 会員候補者選定委員会は、優れた研究又は業績のある科学者のうちから、**選定方針に従って、客観的かつ透明性のある方法**で会員の候補者を選定する。
- 選定方針は、**会員候補者選定委員会が、会員以外の者で構成される選定助言委員会の意見を聴いて案を作成し、総会の決議により決定**する。

### 4. 中期的な活動計画等

- 会議は、**6年分の活動計画を作成し、業務に関する目標、業務運営及び財務内容の改善に関する目標、予算・収支計画、及び資金計画等を記載**する。
- 会議は、中期的な活動計画に基づき、毎事業年度の開始前に、**年度計画を作成**する。
- 会議は、**各事業年度に係る業務の実績等について自ら点検及び評価**を行わなければならない。
- 内閣府に設置される日本学術会議評価委員会は、**会議の点検・評価の方法及び結果について会議に意見を述べる**。

### 5. 活動・運営の支援

- 政府は、**予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、必要と認める金額を補助**することができる。

### 6. その他

- 会議の財政及び会計等について所要の規定の整備及び経過措置等を定める。
- 新法人は新法により設立する。
- 施行期日: 一部の規定を除き、令和8年10月1日から施行(予定)。
- 新会議発足時の会員の選定は、多様な関係者から推薦を求め、よりオープンで慎重かつ幅広い方法により行う。

「独立した法人格を有する組織」とは、**国の組織とは異なり自ら権利・義務の主体 (=法人) となる**という意味にすぎず、「独立した」は**ミスリーディングなレトリック**にすぎない。

# 7. 特殊法人としての学術会議は独立性が高まるのか？

## 「日本学術会議法案」（2025年3月7日閣議決定）のポイント

(1) 現行日本学術会議法を廃止（附則28条）し、同名の組織を新法によって「法人」（3条。特殊法人）として設置する

① 単なる設置形態の変更ではなく、性格が変わり、これまでのような学術会議は事実上解体される。

**特殊法人**とは、法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）を指します。政府が必要な事業を行おうとする際、その業務の性質が企業の経営になじむものであり、これを通常の行政機関に担当させても、各種の制度上の制約から能率的な経営を期待できないとき等において、**主務大臣がその監督を行う**とともに、その他の面では、できる限り経営の自主性と弾力性を認めて**能率的経営**を行わせようとするため、特別の法律によって法人を設ける場合があります。

総務省  
ウェブサイト

- \* 学術会議は、「政府の事業」を実施する組織ではない。
- \* 学術会議の「業務」の性質は「企業の経営」「能率的経営」にはなじまない。
- \* 学術会議は、他の特殊法人や独立行政法人には存在しない、科学者である「会員」によって構成され、自律的に運営されるべきものである。
- \* 現行法では会員を学術会議の推薦に基づいて任命するだけで監督は行なわない内閣総理大臣は、任命は行なわないが主務大臣として監督権を行使することになる。

# 所管府省別特殊法人一覧(令和6年4月1日現在)

## 内閣府(2)

沖縄振興開発金融公庫

沖縄科学技術大学院大学学園

## 復興庁(1)

福島国際研究教育機構

## 総務省(6)

日本電信電話株式会社

東日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

日本放送協会

日本郵政株式会社

日本郵便株式会社

## 財務省(5)

日本たばこ産業株式会社

株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策投資銀行

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

株式会社国際協力銀行

## 文部科学省(2)

日本私立学校振興・共済事業団

放送大学学園

## 厚生労働省(1)

日本年金機構

## 農林水産省(1)

日本中央競馬会

## 経済産業省(3)

日本アルコール産業株式会社

株式会社商工組合中央金庫

株式会社日本貿易保険

## 国土交通省(12)

新関西国際空港株式会社

北海道旅客鉄道株式会社

四国旅客鉄道株式会社

日本貨物鉄道株式会社

東京地下鉄株式会社

成田国際空港株式会社

東日本高速道路株式会社

中日本高速道路株式会社

西日本高速道路株式会社

首都高速道路株式会社

阪神高速道路株式会社

本州四国連絡高速道路株式会社

## 環境省(1)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

独立行政法人通則法が存在する独立行政法人とは異なり、通則法は存在せず、それぞれの根拠法にもとづいて規制されている。

## \* 独立行政法人型の構成

日本学術会議法 (1948年)	日本学術会議法案 (2025年)	独立行政法人通則法 (1999年)
<b>前文</b> 第1章 設立及び目的 (1～2条) 第2章 <b>職務及び権限</b> (3～6条の2) 第3章 組織 (7～16条) 第4章 会員の推薦 (17条) 第5章 会議 (23～24条) 第6章 雑則 (25～28条) 附則	第1章 総則 (1～7条) 第2章 機関 (8～36条) 第3章 <b>業務</b> (37～41条) 第4章 <b>中期的な活動計画等</b> (42～44条) 第5章 <b>財務及び会計</b> (45～48条) 第6章 雑則 (49～54条) 第7章 <b>罰則</b> (55～58条) 附則	第1章 総則 第2章 役員及び職員 第3章 業務運営 第2節 中期目標管理法人 第4章 財務及び会計 第5章 人事管理 第6章 雑則 第7章 罰則 附則

### ② 設立の経緯と精神を謳った前文が消滅する。

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立つて、**科学者の総意**の下に、わが国の**平和的復興**、**人類社会の福祉**に貢献し、**世界の学界と提携**して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

### ③ コ・オペレーション制によって確保されてきた人的な継承性が途切れる。<sup>64</sup>

## (2)役割と性格

### 現行法第2条

日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、**科学の向上発達**を図り、**行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透**させることを目的とする。

### 日本学術会議憲章3項（2008年）

科学に基礎づけられた情報と見識ある勧告および見解を、慎重な審議過程を経て対外的に発信して、公共政策と社会制度の在り方に関する**社会の選択に寄与**する。

### 第1条（目的）

日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、**学術の向上発達**を図るとともに、学術に関する知見を活用して**社会の課題の解決**に寄与することを目的とする。

「ミッション・オリエンテッド型」の活動  
誰が何を「社会の課題」と考えるかがカギ。

### 第2条1項（基本理念）

会議は、学術に関する知見が**人類共有の知的資源**であるとともに**経済社会の健全な発展**の基盤となるものであることに鑑み、世界の学界と連携協力して学術の向上発達及び学術に関する知見の活用を推進を図り、もって**人類社会**の持続的な発展及び**国民**の福祉の向上に貢献するものとする。

現行法は、学術会議は「科学に関する重要事項を審議し、その実現を図る」、「科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させる」という職務を「**独立**」して行なうと定め、政府に「**勧告**」する**権限**を与え、勧告事項を次のように列挙している（別に政府による「**諮問**」事項も列挙）。

- ①科学の振興及び技術の発達に関する方策
- ②科学に関する研究成果の活用に関する方策
- ③科学研究者の養成に関する方策
- ④科学を行政に反映させる方策
- ⑤科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- ⑥その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

政府との対等な関係を示すという意味で原則的に重要。

〈科学のための政策〉と〈政策のための科学〉とにまたがる。

これに対して法案は、「業務」の一環として「**勧告**」（39条）を定めてはいるものの、**勧告事項**についての規定はなく、「**独立**」は「**運営における自主性及び自律性**」への配慮に変えられている。

「国は、この法律の運用に当たっては、我が国の科学者の内外に対する代表機関として政府の**諮問に対する答申等**を行うという会議の組織及び業務の特性に鑑み、その**運営における自主性及び自律性**に常に配慮しなければならない。」（2条2項）

現在でも勧告や答申に対して**政府が応答するメカニズム**が存在せず、**勧告権**が規定されているだけでは不十分。

学問の自由／大学の自治

「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の**特性**に常に配慮しなければならない。」（国立大学法人法3条）

## (3)組織

### \*会員

定数は210人を250人に

任期6年（3年ごとに半数改選）1期限りを、1回に限り再任可に

定年は70歳を75歳（誕生日ではなく9月30日）に（9条）

→ 現在も法定事項だが設置形態とはかかわりがなく、必要があれば部分改正すればよい

\***連携会員は廃止** → 会員とともに活動を担っている約2000人の連携会員なしで活力を維持できるかどうか、問題がある

### \*「部」についての規定がない

現在は、第一部：人文・社会科学、第二部：生命科学、第三部：理学・工学

→ 少なくとも法律上は、人文・社会科学と自然科学とにまたがる組織であることが明示されていない（バランスを保つべき根拠が失われる）

現在は、会員は総会のほかに部会を通じて活動し、総会に次ぐ機関である

「幹事会」は正副会長と各部の役員によって構成されている

→ 「**役員会**」は正副会長と**会長指名の会員**によって構成（18条2項）  
会長を中心とするトップダウンのガバナンス。これに「会員以外の者」が幾重にも加わる。

なお、「監事」も役員（8条2項）→ 「役員会」に陪席？

## (4) 直接・間接のコントロールのための組織（すべて会員以外の者）

### A. 独立行政法人等の構造を踏襲したもの

#### ①内閣総理大臣が任命する「監事」（2人、23条）

\* 監事は（会計だけではない）「業務」を監査する（19条1項）。

「監事は、いつでも、役員（監事を除く。）、役員以外の会員及び職員に対して事務及び事業の**報告**を求め、又は会議の業務及び財産の状況の**調査**をすることができる。」（19条2項）

「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は内閣総理大臣に**意見**を提出することができる。」（19条4項）

「監事は、役員（監事を除く。）、役員以外の会員又は職員について、**不正の行為**をし、若しくは**当該行為をするおそれ**のある事実があると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者に**報告**しなければならない。」（20条1項）

「内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し**報告**をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を**検査**させることができる。」（49条1項） → 罰則（56条）

「内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の**是正のため必要な措置**を講ずることを求めることができる。」（50条1項）

「当然のことながら、学術会議の活動（提言等）の学術的な価値を審査することや、日々の細かな活動を1つ1つ監視することが業務ではない。」（「最終報告」）

← 明文では担保されていない

## \* 守秘義務

「会議の役員、**役員以外の会員**及び職員は、**職務上知ることのできた秘密**を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」（34条）→ 罰則（55条）

「行政執行法人の役員〔中略〕は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」（独立行政法人通則法53条1項）

「国立大学法人の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」（国立大学法人法18条）

「〔福島国際研究教育〕機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。」（福島復興再生特別措置法106条）

→ 自由で公開の議論の場である学術会議に、その性格を吟味することなく、**無頓着に**、守秘義務を導入している。どのように機能するか、要注意。

# 大学における秘密情報の保護ハンドブック

## 経済産業省（全部改訂：2016年10月）

### 1. 大学における「秘密情報」と秘密情報管理の必要性

企業が有する「情報資産」は、商品の生産、販売、サービスの提供などの様々な企業活動の価値や効率性を高めています。「情報資産」と一口に言っても、顧客情報、発明情報、ビジネスモデル、取引情報、人事・財務情報など多種多様であり、製品やサービスが均質化しつつある近年において、他者との差別化を図り、競争力を高めていくために、「情報資産」の保護・活用は、ますますその重要性を増しています。そのような「情報資産」の中には、秘密として保持すべき情報（秘密情報）が存在します。秘密情報は、一度でも漏えいすれば、たちまち情報の資産としての価値が失われてしまい、その回復は非常に困難なものです。企業の経営に致命的な悪影響を与える場合もあります。

企業と同様に、大学も、自らが創出した研究成果や、入試情報、学内人事・財務情報や、企業等の共同研究に際して相手先企業から提供を受けた研究情報等、様々な「情報資産」を有しています。大学が有する「情報資産」は、何らかの形で社会に対して公表されることを前提としたものも多く、公開済みの研究成果等、秘密として管理する必要のないものがある一方、試験問題や特許出願前（未公開）の研究成果等の秘密情報も様々な存在しています。こうした秘密情報は、一度でも漏えいすれば、その情報の資産としての価値が失われ、回復は非常に困難であり、大学の経営や信用に致命的な悪影響を与える場合もあります。

- ・ 学術会議は、人事案件などを除き原則として公開で審議する会議体。
- ・ 研究機関ではなく、保護されるべき秘密情報は持たない。

②内閣総理大臣が任命し**内閣府**に置かれる「**日本学術会議評価委員会**」（5～7人。51条2, 3項）

- ・「**会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する**研究成果の活用の状況**又は**組織の経営**に関し広い経験と高い識見を有するもの**」（51条4項）
- ・「**自己点検評価書**に記載された**自己点検評価の方法及び結果**について、調査審議し、必要があると認めるときは、会議に対し意見を述べる」（44条3項、51条1項1号）  
「**中期的な活動計画**について、会議に対し意見を述べる」（51条1項1号）

「まず、学術会議の使命・目的及び中期的な活動の方針に照らして行う評価については、学術的な活動（学術的な助言等）の内容そのものを論評するものではないことを十分に認識しておく必要がある。」（「最終報告」）

← 明文では担保されていない

## B. 独立行政法人等には存在しない学術会議に特有の仕組み

「優れた研究又は業績」のある科学者である任期のある「会員」によって構成され、「会員総会」によって選任される「会長」によって統括される。

### \* 会長

- ・「**経営に関する事務**」を総理する（16条1項）。
- ・「特に優れた研究又は業績があり、**人格が高潔**で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、**総会が、その決議により選任**する。」（21条1項）
  - ← 現行法では「会員の互選」（過半数を得る者があるまで投票。日本学術会議細則2条）。
  - **投票によらない選任方法をとる余地がある。**
- ・任期は、「選任の時から、当該選任後3年以内に到来する会員の任期の末日以後最初に開催される総会において次の会長が選任される時まで」（21条2項）：おおむね3年
- ・「会長としての**職務の執行が特に優れたもの**であるとき」は1回に限り**再任可**（21条3項）
  - ← 現行法では、任期3年、**再選可**。
- ・「議長〔=〕会長は、その命令に従わない者その他総会の秩序を乱す者を退場させることができる。」（14条2項） ← 会社法315条2項

### ③会長が任命する「運営助言委員会」（10～15人）

「**学術に関する研究の動向**及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する**研究成果の活用の状況**又は**組織の経営**に関し広い経験と高い識見を有するもの」（27条）

- ・ **総会議決事項**のうち、内閣総理大臣の認可または承認を受けなければならない事項、「**中期的な活動計画**」および年度計画の作成・変更、自己点検報告書の作成、予算の作成などについて議案を提出しようとするとき、会長は「**運営助言委員会**」の意見を聴かなければならない（36条）。

→ 運営助言委員会」に意見に拘束力はないが、「聴きおく」だけではすまないであろう。応答し、場合によっては原案を修正することになり、調整の時間的コストもかかる（年度計画、自己点検報告書、予算は毎年提出しなければならない）。

### ④総会が選任する「選定助言委員会」（5～7人）

「**優れた研究又は業績を有する科学者**（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であって、**学術に関する研究の動向**及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する**研究成果の活用の状況**に関し広い経験と高い識見を有するもの」（26条）

## (5)会員の選定

- \* 総会は、**会員のうちから**「会員候補者選定委員会」（10～20人）を選出する。
- \* 「会員候補者選定委員会」は「**選定助言委員会**」の意見を聴いて「**選考方針**」の案を作成し、総会に提出する。
  - 「選考方針」で定めるべきとされていることの多くは、現在、学術会議が自主的に制定し公表している選考方針と重なっている。しかし、法定すれば強い規制力を生む根拠となると考えられる。  
例えば、「年齢、性別、所属機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること」（30条4項1号）という規定は、例えば企業所属の会員候補者が「著しく」少ないという現在でも存在する主張に根拠を与えることになるだろう。
- \* 「選考方針」の中で定められる研究分野に添って、「**分野別業績審査委員会**」が「会員候補者選定委員会」のもとに置かれる（25条）。
  - ・ 「分野別業績審査委員会」は、現在は3つのごとに設置されている「選考分科会」に相当？ 「分野」がどのように設定されるかによって異なってくる。
- \* 会員は、「**会員候補者選定委員会**」が「優れた研究又は科学者」の中から選定した候補者のうちから、**総会が選任**する。

第30条 会員候補者選定委員会は、次条第1項に規定する**選定方針**に従って、会員の候補者を選定する。

2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から**推薦**を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。

4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

(1)年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地等に**著しい偏り**が生じないようにすること。

(2)先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。

(3)国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。

## 第26-27 期日本学術会議会員候補者の選考方針〔抄〕

### (4) 情報提供の求め

協力学術研究団体に会員候補者に関する情報提供を求めるほか、大学関係組織、経済団体、政策関係機関その他会員候補者の選考に際して有益な知見を有すると考えられる機関又は団体に**情報提供**を求める。

### (2) 選考に当たって考慮すべき観点

次期の会員の多様性が確保されるよう、以下の観点を考慮して会員候補者を選考する。〔詳細は略〕

① ジェンダーバランス

② 地域分布

③ 主たる活動領域 大学・研究機関だけではなく、産業界、医療界、法曹界、教育界といった実務の現場で優れた研究又は業績を有するに至った会員候補者の選考も考慮する。

④ 年齢構成

## 2. 会員候補者に求める資質等

優れた研究又は業績がある科学者であることに加え、活動の実績等に照らして以下のいずれかの要件を備えていると認められる者であることを考慮する。

1 - 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望して異なる専門分野間をつなぐことができること

- 国内外の学術及び社会の動向を的確に把握し、科学・技術の発展方向を広い視野から展望しつつ、政府や社会と対話し、課題解決に向けて取り組む意欲と能力を有すること

\* 「選定助言委員会」の職務（26条）

・ 「選定方針の案」の作成について意見を述べる。

→ 「意見」には拘束力はなく、最終的には「会員候補者選定委員会」をつうじて総会が決定する。

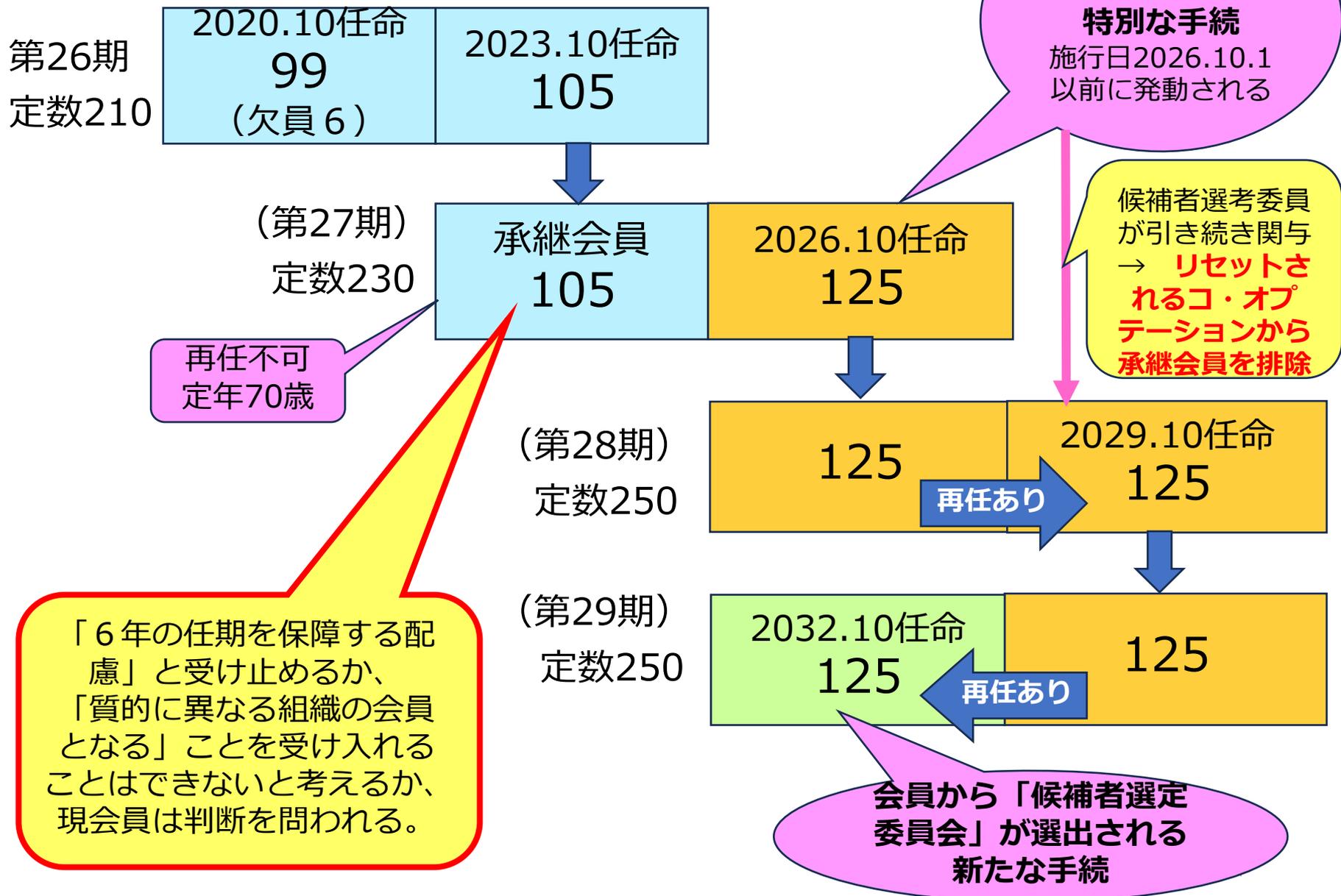
しかし、「選定助言委員会」の「意見」と異なる決定をする場合は説明を求められることになるだろうし、異なる決定をしたことについては「日本学術会議評価委員会」による評価の対象となるだろう。

・ 「会員の候補者の選定」について「会員候補者選定委員会」の諮問に応じて意見を述べる。

→ 「会員候補者選定委員会」の諮問がなければ「選定助言委員会」の出番はない。

しかし、諮問するよう促す力が働かない保証はない。

# (7) 会員についての経過措置 (附則3～6条)



## 発足時の特別な手続（附則3～6条）

現在の内部組織としての「選考委員会」とも法案による新たな「候補者選考委員会」とも異なる。

\* 現会長が、「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから、「**候補者選考委員会**」（10～20人）を任命。

そのさい、

「科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者」と

「学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者」のうちから**内閣総理大臣が指定する者と協議**しなければならない。

・「**候補者選考委員会**」は現会員によって構成されるとも現会員は除くとも書かれていない。

→ **現会員が排除される可能性がある**（コ・オプテーションの否定）。

\* 「**候補者選考委員会**」は、「**会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項**」を定める。

・ 現在は選考委員会が「**選考方針**」案を作成し、総会が承認。

・ 法案では、「**選考方針**」を総会が決議。

→ **特別な手続では、「候補者選考委員会」が専決。**

\* この特別な手続は、日本学術会議法の2004年改正にもとづいて設けられた「候補者選考委員会」（通称「30人委員会」）を参照したもの。

2004年改正は、自主改革案を持つ学術会議と総合科学技術会議専門調査会との一定の協調を踏まえて国会の全会一致で成立した（委員長は吉川弘之元会長）。

・ 総合科学技術会議の議員のうち議長が指名する者、および日本学士院長

\* しかし、2004年改正は、学協会推薦制に代わるもとづくコ・オペレーションの新たに生み出す必要があったためにとられた措置であり、コ・オブ主体をセッションの主体（現会員）が存在する現在とは前提が異なる。

○ このような初期メンバーの選考は、学術会議の使命・目的の拡大・深化及び明確化を踏まえつつ、学術の進歩と社会の変化を会員構成に反映するという重要な意義を有していると言える。

○ 新分野・融合分野への対応、ダイバーシティを踏まえた会員の多様性の拡大、極めて卓越した研究・業績を有する元会員の再任など、具体的な選考方法としては、**現会員だけによる候補者の研究・業績の卓越性の精査では必要十分な選考を行うことは難しい**と考えられる。このため、大幅な見直しを行った平成17年制度改革時を参考にして、現会員だけによるコ・オペレーションではなく、多様な視点からよりオープンに慎重かつ幅広く選考する方法により行うことが適当である。（「最終報告」）

根拠のない  
断定

\* 現行学術会議は、「優れた研究又は業績がある科学者」のうちから「**会員予定者の候補者**」を選定し、内閣総理大臣に推薦する。

「**会員予定者の候補者**」の選定は、現会長が「候補者選考委員会の選考に基づいて」、（現行の手續と同様に）幹事会の議を経て総会の承認を受ける。

**内閣総理大臣**は、学術会議の「推薦に基づいて」125人の「会員予定者」を指名する。「会員予定者」は、10月1日付で「会員」となる。

- ・ 2018年11月文書は、「内閣総理大臣が適切にその任命権を行使するため、任命すべき会員の数を上回る候補者の推薦を求め、その中から任命することとも否定されない」と述べ、「**基づいて**」の意味を変更していた。
- ・ したがって、これまでのように学術会議が定数（125人）どおりの候補者を推薦することは自明ではなく、「候補者選考委員会」が定める「**会員予定者の候補者の選考に関し必要な事項**」において、**定数を上回る候補者を推薦し、内閣総理大臣がその中から125人を選択することとする可能性も排除できない。**

→ 新組織の初期会員の選任というこの段階で、**会員の分野別構成や出身別構成などの方向性が定まる可能性**がある。

\* 内閣総理大臣は、会員予定者の中から、会長が選任されるまでのあいだ**会長の職務等を行なう者**を指名する（附則8条1項）。

- ・ 会長は、「特に優れた研究又は業績があり、**人格が高潔**で、かつ、会議の業務を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する会員のうちから、**総会が、その決議により選任**する。」（21条1項）

→ 内閣総理大臣の指名で暫定的に「会長の職務等を行なう者」が、事実上、最初の会長の有力候補となる可能性がある。

→

## (6)計画と予算によるコントロール

\* 「**中期的な活動計画**」を6年ごとに策定（42条）。

- ・独立行政法人や国立大学法人の場合：主務大臣が「中期目標」を定め、それを実施するための「中期計画」の認可を受ける。
- ・学術会議法案の場合：「中期的な活動計画」を自ら定める。  
ただし、定めるべき内容は、独法の「中期目標」「中期計画」と類似している。  
しかも、「中期的な活動計画」を定め変更しようとするときは「**日本学術会議評価委員会**」の意見を聴かなければならないとされており、学術会議が完全に自主的に定めることができるわけではない。「中期的な活動計画」については内閣府令の制定が予定されている。  
→ 「中期的な活動計画」が学術会議の活動を詳細に規制するツールとなる可能性がある。

\* 「中期的な活動計画」にもとづき、「**年度計画**」が作成される（43条）。

\* 事業年度の終了後には、「自己点検評価書」を「日本学術会議評価委員会」に提出しなければならない。「**日本学術会議評価委員会**」は必要があると認めるときは学術会議に対して**意見を述べる**ことができ、その内容は**内閣総理大臣に通知**される。学術会議は、「**日本学術会議評価委員会**」の意見を「**自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない**」（44条）。

# 財政的基盤

\* 現在は全額「国庫の負担」。

\* 法案では、①資本金、②政府からの補助、③外部資金（自己資金）。

- ・ 資本金は、新学術会議成立した時点で国が有する学術会議関係の権利・義務を承継した場合に、権利に係るものの価額から義務に係る負債を差し引いた額。

→ 企業会計原則が適用される

- ・ 外部資金（自己資金）は、法人化のメリットとして喧伝されていたものだが、「最終報告」は自主財源について具体的なことは語らず、「財政基盤の多様化に向けての努力」を学術会議に求めるにとどまっていた。法案も独立行政法人等と同様に各種租税の非課税などの特例の対象とするにとどまっている。
- ・ したがって、法律の上でもっとも重要なのは、政府からの補助。

「政府は、予算の範囲内において、〔学術〕会議に対し、その業務の財源に充てるため、**必要と認める金額を補助**することができる。」

「業務運営に当たっては、前項の規定による補助金について、**国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。**」（48条）

### 「日本学術会議法案（仮称）の概要」（2025年1月時点）

「政府は、予算の範囲内において、〔学術〕会議に対し、その業務の財源に充てるために**必要な金額の全部又は一部に相当する金額**を補助することができる。」

### 福島復興再生特別措置法122条

「政府は、予算の範囲内において、機構に対し、その業務の財源に充てるために**必要な金額の全部又は一部に相当する金額**を補助することができる。」

\* 政府からの補助の水準は、国家予算案の編成の過程において行なわれる内閣府および財務省との査定の結果次第ということになる。

これまで内閣府は、「中期的な活動の計画」は予算要求の根拠として使える（だからそれを策定する意義がある）と説明してきた。**政府からの補助が学術会議の活動を方向づけるツールとなる**、ということを物語っている。

\* 「中期的な活動計画」には「資金計画」が定められる。そこには自己資金が含まれるだろう。**自己資金獲得の努力が行なわれているかどうか**は、評価委員会による意見や評価の対象となるだろう。

## \* 内閣総理大臣の権限の横滑り

### 現行法 6 条の 2

1. 日本学術会議は、第 3 条第 2 号の職務を達成するため、学術に関する国際団体に加入することができる。
2. 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、**政府が新たに義務を負担することとなるときは、あらかじめ内閣総理大臣の承認**を経るものとする。

国際学術団体の会費・分担金は予算の中で別枠になっており、事実上、新規に加入する場合は別の団体から脱退して枠内に収めなければならなかった。

### 法案 41 条

会議は、第 37 条第 4 号に掲げる業務を行うため、学術に関する国際団体に加入することができる。この場合において、国際団体に加入することにより**会議が当該国際団体に対して会費その他の費用**（内閣総理大臣の承認を受けて会議が定める額を超える額の費用に限る。）を**負担する義務を負うこととなるときは、あらかじめ、当該国際団体への加入について内閣総理大臣の承認**を受けなければならない。

# \* 法規の枠組み

## 法律

日本学術会議法

独立行政法人通則法の準用（52条ほか）

## 政令

日本学術会議評価委員会に関し必要な事項（51条）

（初期会員の）候補者選考委員会に関し必要な事項（附則6条）

積立金の処分に関し必要な事項（47条）

国の有する権利・義務を承継する資産の評価に関し必要な事項（附則18条）

学術会議に無償使用させる国有財産（附則19条）

## 内閣府令

監事による業務の監査報告の作成（19条1項）

会長の選任理由等の公表事項（21条4項）

選定助言委員・運営助言委員となれない者（26条3項、27条3項）

中期的な活動計画（42条）、年度計画（43条）

各事業年度の自己点検及び評価、自己点検評価書の提出（44条）

貸借対照表等、事業報告書の作成（45条）

内閣総理大臣に対する初期会員の推薦（附則4条）

（初期会員の）候補者選考委員会が定めるべき事項の一部（7条2項）

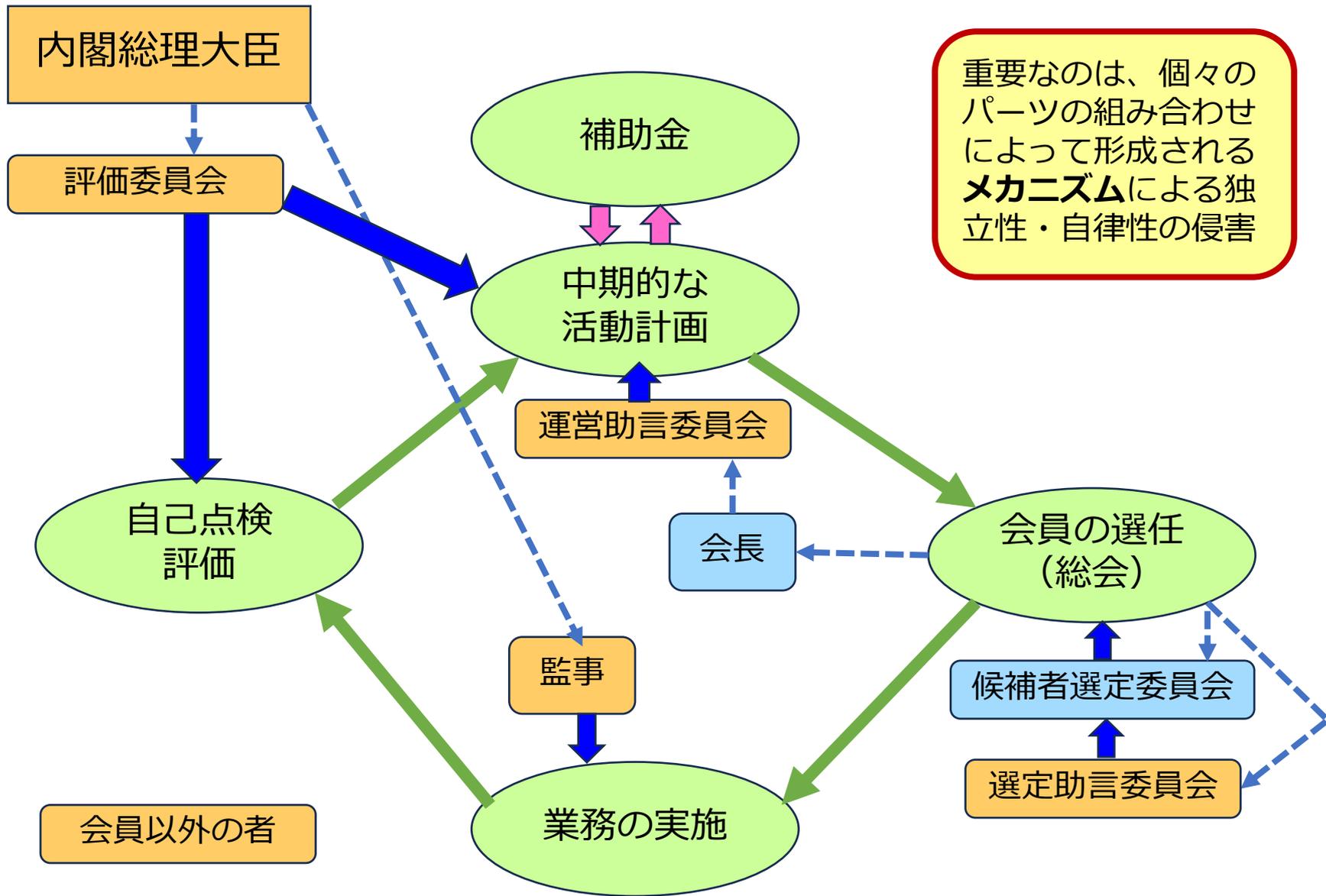
会長職務代行者による成立時総会の招集の通知（附則22条2項）

## 日本学術会議規則

会員候補者の選定に関し必要な事項

学術会議の運営に係る基本的な事項

学術会議の実際の運営を左右する重要事項が、学術会議自身の自律的決定ではなく、内閣府の決定に委ねられている。



## \* 想起すべきなのは国立大学法人化の経験

- ・ 中期計画と評価
- ・ 運営費交付金の削減／傾斜配分と自己資金（競争的資金・学費）への依存性の増大
- ・ 学長への権限集中と学外者の関与を特徴とするガバナンス
  - 「学術の中心」（教育基本法）としての大学の危機
  - 「国立大学の法人化は失敗だった」という共通認識が広がりつつある。

### 元学術会議会員・元東京大学総長の有馬朗人

「私は、日本学術会議が政府よりの予算を得ることを前提としながら、政府より**独立した機関になることが望ましい**と考えております。国立大学も国立大学法人になったのは自主性を強くするためでありました。しかも、非公務員になった方が本来の自主性、独立性を保ちつつ、学術・科学技術政策を立案し評価し、時に批判をすることがやりやすいのではないのでしょうか」（2004.4.6、参議院文教科科学委員会）



「法人化するだけでなく、**運営費交付金を減らさないことを法律に加えてほしい**と言うと、**法律にはそんなことは書けません**という答えが返ってきました。それならばと、法人化を定めた法律の**付帯決議**としてつけることになりましたが、結果的にその内容は**無視されてしまった**。大失敗でした」（『国立大学法人化は失敗だった』有馬朗人元東大総長・文相の悔恨 『日経ビジネス』2020.5.21）

# 法人化に対して学術会議はどのような態度をとってきたか？

## 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（2021年4月）

(1) 「ナショナル・アカデミー」が充たすべき5要件

- ①学術的に国を代表する機関としての地位、
- ②そのための公的資格の付与
- ③国家財政支出による安定した財政基盤
- ④活動面での政府からの独立
- ⑤会員選考における自主性・独立性

(2) 「現在の国の機関としての形態は、日本学術会議がその役割を果たすのにふさわしいものであり、それを**変更する積極的理由を見出すことは困難**」

現行の設置形態を絶対視するわけではない

(3) **法人化するなら5要件の充足が条件**

国から切り離して法人化する場合には、「組織上、国からの独立が外形的に実現される側面がある」ものの、ナショナルアカデミーとしての5要件を具備してその役割を適切に発揮していく上では、「解決すべき様々な課題」がある。



この立場から政府（内閣府）や有識者会議の法人化案に対して一貫して「懸念」を示してきた。

## 法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念

日本学術会議会長 光石 衛

日本学術会議幹事会は、6月7日に開催された第 11 回有識者懇談会に「より良い役割発揮のための制度的条件」と題する文書を提出し、法人化をめぐる論点について懸念する点を表明した。しかし、その後、第5、6、7回組織制度ワーキング・グループ、第4、5回会員選考等ワーキング・グループが開催されたものの、そこでの議論においては幹事会が指摘した懸念は、依然として払拭されていない。

とりわけ、次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること（独立行政法人のようなものは認めがたい）
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オペレーションの考え方の逸脱になる）
5. 選考助言委員会の設置を法定すること（すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要）

「より良い役割発揮のための制度的条件」において指摘した懸念が払拭されるよう、以上の5項目を満たす案も俎上にのせたうえで、さらに議論を深めることを強く求める。

なお、第 12 回有識者懇談会において、もしも上記の点に関しての懸念が十分に払拭されない方向で取りまとめが行われる場合には、日本学術会議として重大な決意をせざるを得ない。

日本学術会議会長談話  
「日本学術会議法案について」

日本学術会議の法人化に関しては、2月27日に公表した会長談話「日本学術会議の法人化に関する法案の検討状況について」（以下「前回談話」という。）で記載したように、現在検討中の法案は日本学術会議の懸念を払拭するものとはなっていないことを指摘したところです。また、前回談話においては、日本学術会議総会における議論の前提として、法案全体を早急に公開することを求めること、日本学術会議のより良い役割発揮のためには、政府と日本学術会議の相互の信頼関係が重要であることを改めて述べるとともに、法案作成過程で日本学術会議が懸念する点の払拭が図られることを強く望むことを表明しました。

しかしながら、本日、政府は、日本学術会議を法人化するための「日本学術会議法案」を閣議決定しました。これまで日本学術会議が自主性・独立性の観点から指摘してきた懸念が払拭されていない中で法案の閣議決定が行われたことについては遺憾です。

そのため、今後、日本学術会議は、本日閣議決定された法案について、日本学術会議の懸念している自主性・独立性の確保等について改めてしっかりと検証を行い、また、内閣府に対しては、法案に関する日本学術会議の懸念に対しての見解を明らかにされることを強く望みます。そして、法案に関する検証の内容を踏まえて、日本学術会議総会において対応を検討することといたします。

4月15～16日

令和7年3月7日  
日本学術会議会長 光石 衛

## 8. 独立した学術会議の存在は 市民にとってどのような意味をもつか？

(1) 「科学的助言」を政府や社会に提供し、政府の政策が適切なものであるかどうかを市民が判断することを助ける組織としての学術会議

### 日本学術会議のより良い役割発揮に向けて（2021.4）前文

宇宙と人間、自然と社会の本質を探求する学術は、幾千年もの人類の精神的営為が生み出した価値の集積であり、人間の人間たる由縁を弁証するものです。同時に、高度に複雑化した現代社会の問題解決において学術の智はかつてなく不可欠になっています。自然と社会の全体が学術の対象となり、逆に人間の活動のほとんどが科学技術に支えられ、学問的知見ぬきの社会変革は考えられなくなりました。

近年の社会変革では科学的裏付けのある政策が重要な役割を果たします。政策決定の営みである政治は、社会を構成する上で枢要の位置を占めますが、その本質は各種の利害の調整を踏まえつつ価値の選択を行う点にあります。そして、政治をはじめ広く社会が価値を選択し良き決定を行うには、学術の広く深い成果が総覧され、多様な見解が時流や狭隘な利害関心に阿ることなく検討された上で、公正で合理的な選択肢が提供されることが求められるようになっていきます。政策的意思決定において科学的知見を参照し尊重するのは世界の趨勢です。

学術会議が独立性を失えば、社会は総合的な科学的知見の助けが必要なことがらについて政府の政策や諸利害から独立して見解を述べる公的組織を失い、政府の政策は科学的根拠によって裏づけられた合理的なものではなくなってゆく。

**科学者**  
(学術会議)

科学的助言

**政策決定者**  
(政府)

**緊張をはらんだ協力関係**

- ・ 課題を自主的に設定する  
(諮問に答える場合もありうる)
- ・ 審議する主体を自律的に決定する  
(選考と組織編成の自律性)
- ・ 諸利害から独立して結論を導き出す

- ・ 科学的助言に耳を傾けたうえで、自ら決定し、決定に政治的責任を負う
- ・ 科学的助言と異なる決定を行なう場合は、その理由を社会に説明する

**留意点**

- ・ 科学だけですべての問いに答えを与えることができるとは限らない
- ・ **市民とコミュニケーションをとり、市民の判断力を高め、ともに解決することも重要**

- ・ 科学的知見にもとづくことが必要なことについて、科学者に意見を求めない(その意見、とくに不都合な意見を無視する)ことがあってはならない
- ・ 自らの政治的責任において決定すべきことについて、科学者の意見を隠れ蓑にしてはならない

新型コロナ対策における教訓

## 幹事会声明「東日本大震災と日本学術会議の責務」（2011.9）

科学者コミュニティは、特定の理論や見解に依拠するような偏ったものではなく、多くの専門知に基礎づけられる俯瞰的、中立的な検討を通じて統合的な知を形成し、それに基づいて社会と政府に助言・提言を行うことを求められます。他方、政府は、科学者コミュニティが自立的に活動することを保障し、科学者に対して問題に関する情報を広く開示し、科学者コミュニティの助言・提言を政策的判断の基礎として考慮することが求められます。いうまでもなく、科学者コミュニティの助言・提言はあくまで政策決定者への助言であり、政策決定が依拠しうる根拠の一つを提示するものととどまります。

この半年の活動の中で、社会と政府への助言・提言活動とならんで、その必要性が強く感得されたのは、市民に対する説明の活動です。〔中略〕ここにおける日本学術会議の活動は、社会に対する助言・提言の趣旨とあわせて日本学術会議が任務の一つとする科学リテラシーの普及という性格をより強く示すものでした。

市民への説明の活動において明らかになったのは、科学者が明確な科学的知識を市民に伝達することだけではその役割が果たせないということです。市民の感じる問題、抱える不安、解決への展望を知る要求に対して、学術の側が常に明確な回答を持ちえているわけではありません。現代社会において、科学にとって問われるが答えられない問題の存在は、すでに多く指摘されているところです。社会のための科学（science for society）のコンセプトは、科学者が証明された知を社会に提供することによしとするのではなく、社会のなかで科学者ができるかぎりの科学的知識を提供しながら、市民と問題を共有し、そのコミュニケーションの中で解決を共に模索するというあり方を要求するものであると考えます。

トランスサイエンス



「科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させる」（現行法2条）という学術会議の目的についての規定には「国民及び社会という視点が欠けている」、「国民と社会を、科学を啓発する対象として捉えている」との批判（有識者懇談会委員、2023年8月29日）。

## (2)学問の自由を擁護し、その危機に警鐘を鳴らす組織としての学術会議

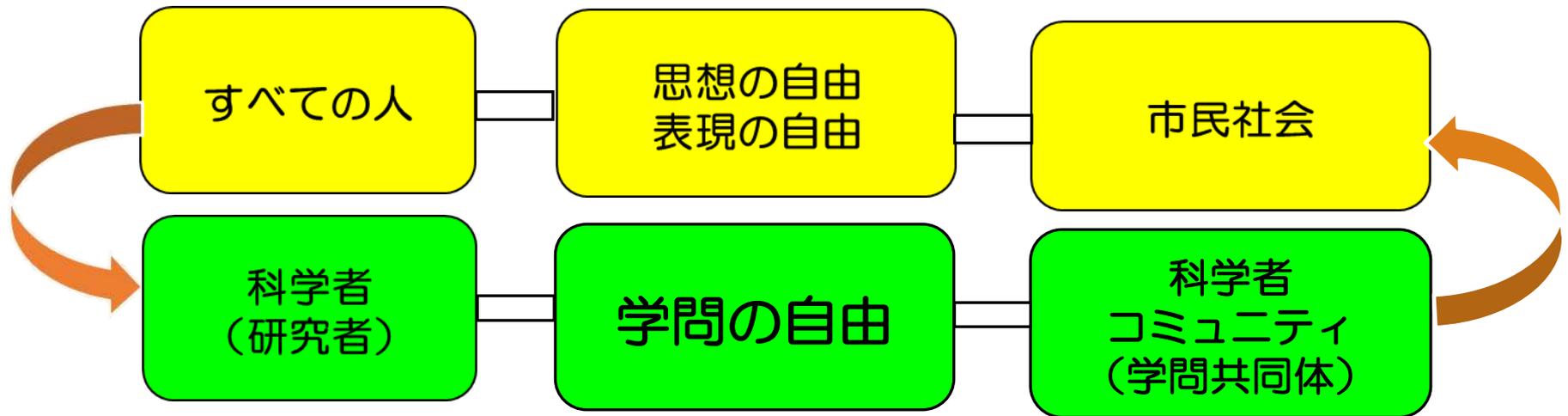
憲法

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第21条1項 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

- \* 学問の自由は、市民社会における自由を基盤とするとともに、市民社会における自由を支える（一体性／相互依存性）。
- \* 学問の自由には、すべての市民がもつ思想・表現の自由には解消できない独自の意味がある（独自性）。



- \* 学問の自由とは、研究の自由、教授の自由、発表の自由を意味する。  
学問の自由は、大学の自治によって制度的に保障される。

→ 学問の自由をめぐる今日の状況は、このような標準的理解をバージョンアップし、学問の自由の危機がどこにあるかを認識することを求めている<sup>85</sup>。

## ① 学問の自由の社会的意義

- \* 学問の自由の意義は、個々の科学者にとっては**知的好奇心に導かれた自由な研究**とその**成果の公開**を保障する点にある。
- \* その結果として、**知の多様性**が保障され、社会が共有する知が豊かになるという点に、学問の自由の社会的意義がある。

## ② 学問の自由が確保されるためには、権力による介入・統制からの自由だけでなく、研究条件の保障が必要

\* 学問が成り立つためには、分野や方法によって質的にも量的にも多様な、知的生産の手段（実験装置や資料へのアクセス、研究の組織化、それらを支える研究資金など）と成果を公表する手段とが不可欠。

→ 研究資金の配分をつうじた多様性に対する脅威に注目する必要。

- ・ 学問が特定の方向に過度に誘導される（動員：「選択と集中」）。
- ・ 研究資金を獲得するために（短期的に成果の出やすいテーマに傾斜するなど）学問のあり方が左右される（歪曲）。
- ・ 政治的に判断された「国益」への適合性を基準に学問が判断される（排除）。
- ・ 動員や排除の対象にはならないが放任される結果、研究資金やポストを得られにくい分野が困難に陥り衰退する（兵糧攻め）。

### ③学問の自由に社会的責任をともなう—学問の自律

\* 学問の自由は、何をどのように研究してもよいということの意味しない。それは、科学者の社会的責任と表裏一体の関係にある。

- 学問を成り立たせる学問共同体の規範に従い、学問共同体を維持することに対する共同の責任（**責任ある研究の実施**）
- 科学技術が作ったもの／作ろうとしているものの社会に及ぼす影響についての責任（**製造物責任**）
- 「それはどういう意味か」「この研究は何の役に立つのか」など公共からの問いに答える責任（**応答責任**）

（藤垣裕子『科学者の社会的責任』）

→ 応答責任をはたす仕方のひとつが個人的、集団的な「科学的助言」  
学問の自由をさまざまな形で制約されることのない科学者と科学者集団が前提。そうでなければ科学的助言が歪められる。

# 学問の自由の危機が見えにくくなるメカニズムが働いている

## ①周辺化

\* 学問の内容を理由とする直接的攻撃がすでに行なわれているにもかかわらず、それに問題の重みにふさわしい社会的注意が払われているとはいえない。

- ・ フェミ科研費裁判：「捏造」され「国益」を損なう「反日」的研究を科研費を使って行なっているとして、国会議員がフェミニズム研究者を非難  
→ 名誉棄損訴訟で原告の研究者が部分的に勝訴（2023年5月）。

### 衆議院議員馬場伸幸君提出「従軍慰安婦」等の表現に関する質問に対する答弁書 令和3年4月27日

〔前略〕

このような経緯を踏まえ、政府としては、「従軍慰安婦」という用語を用いることは誤解を招くおそれがあることから、「**従軍慰安婦**」又は「**いわゆる従軍慰安婦**」ではなく、単に「**慰安婦**」という用語を用いることが適切であると考えており、近年、これを用いているところである。また、御指摘のように「従軍」と「慰安婦」の用語を組み合わせるなど、同様の誤解を招き得る表現についても使用していないところである。引き続き、政府としては、国際社会において、客観的事実に基づく正しい歴史認識が形成され、我が国の基本的立場や取組に対して正当な評価を受けられるべく、これまで以上に对外発信を強化していく考えである。

→ 教科書の記述を変更

## ②個人化

- \* 個々の研究者に対する直接的な抑圧や組織からの排除が行なわれず、「個人として」研究を行なう自由が残っていれば、学問の自由の侵害は生じていないと主張される（学術会議任命拒否）。
- \* 研究費の供給のあり方は学問の自由にかかわる構造的な問題としては理解されず、研究費は所与の条件のもとで個々の研究者がいかに競争し獲得するかという個人的な問題に解消されがちである。

## ③内部化

- \* 大学の自治は外部の権力から学問の自由を擁護するための制度的仕組みとして理解されてきたし、いまでもそうあるべきものである。
- \* しかし、大学はその内部において構成員である研究のあり方を制約する可能性をもっている。  
その制約が、ピアによって構成される科学者コミュニティの自律ではなく、学問とは異なる行動原理をもつ「経営体」の判断によるものとなるとき、学問の自由に対する脅威は内部化され、見えにくいものとなる。

## ④秘密化

- \* 国家権力の行為の理由が示されないことは、忖度、委縮を生む恐れがあり、それ自体が自由に対する脅威である（学術会議任命拒否）。
- \* さらに、秘密の領域に囲われる研究の範囲が広がり、大学にも及ぼうとしている（経済安全保障）。
- \* 秘密性は、何が何ゆえに秘密であるかを問うことを困難にするがゆえに、問題の不可視化をもたらす。

## ⑤市民社会からの疎外

- \* 学問の自由に対する攻撃は、しばしば科学者に対する不信の動員を伴なう（学術会議任命拒否、フェミ科研費裁判）。
- \* 科学者に対する不信は、研究不正など科学者が社会的責任をはたさないことによっても生まれる（ゆえに、科学者コミュニティの自己規律が重要）。
- \* 学問の自由をとくに科学者／科学者コミュニティと結びけて論じる論じ方自体が、市民社会からの疎外をもたらすメッセージとなる可能性もある。

## 「トランプのアメリカ」は他人事ではない

- \* 何が真実かを政治権力が決定する。
  - ・ 「男性と女性という2つの性しか存在しない」
  - ・ D（多様性） E（公平性） I（包摂性） 政策の否定
- \* 科学と科学者そのものを軽視する。
- \* 研究費の停止が抑圧の有力な手段となっている。

学術会議の独立性が失われれば、学問の自律性を確保する機能が弱まり、政治と学問との接点で生まれる学問の自由の危機に警鐘を鳴らす役割が衰退する恐れがある。

# 9. 学術会議は今のままでいいのか？

(1)学術会議の**自主改革に委ねる**べきである。

自主改革に委ねることは現状維持を意味するわけではない。

→ 内閣府=有識者懇談会の「学術会議=守旧派」言説はまちがい

(2)会員数（210名）、任期制（6年）、定年制（70歳）などは設置形態とはかかわりがなく、熟議の結果として必要があれば、現行の設置形態を前提に**部分的に法改正**すればよい。

(3)学術会議には、社会に対する**発信とコミュニケーションの強化**が求められる。

(4) 調査機能、発信機能などの強化のために予算が足りないことは事実。**財政基盤を強化**が不可欠である。

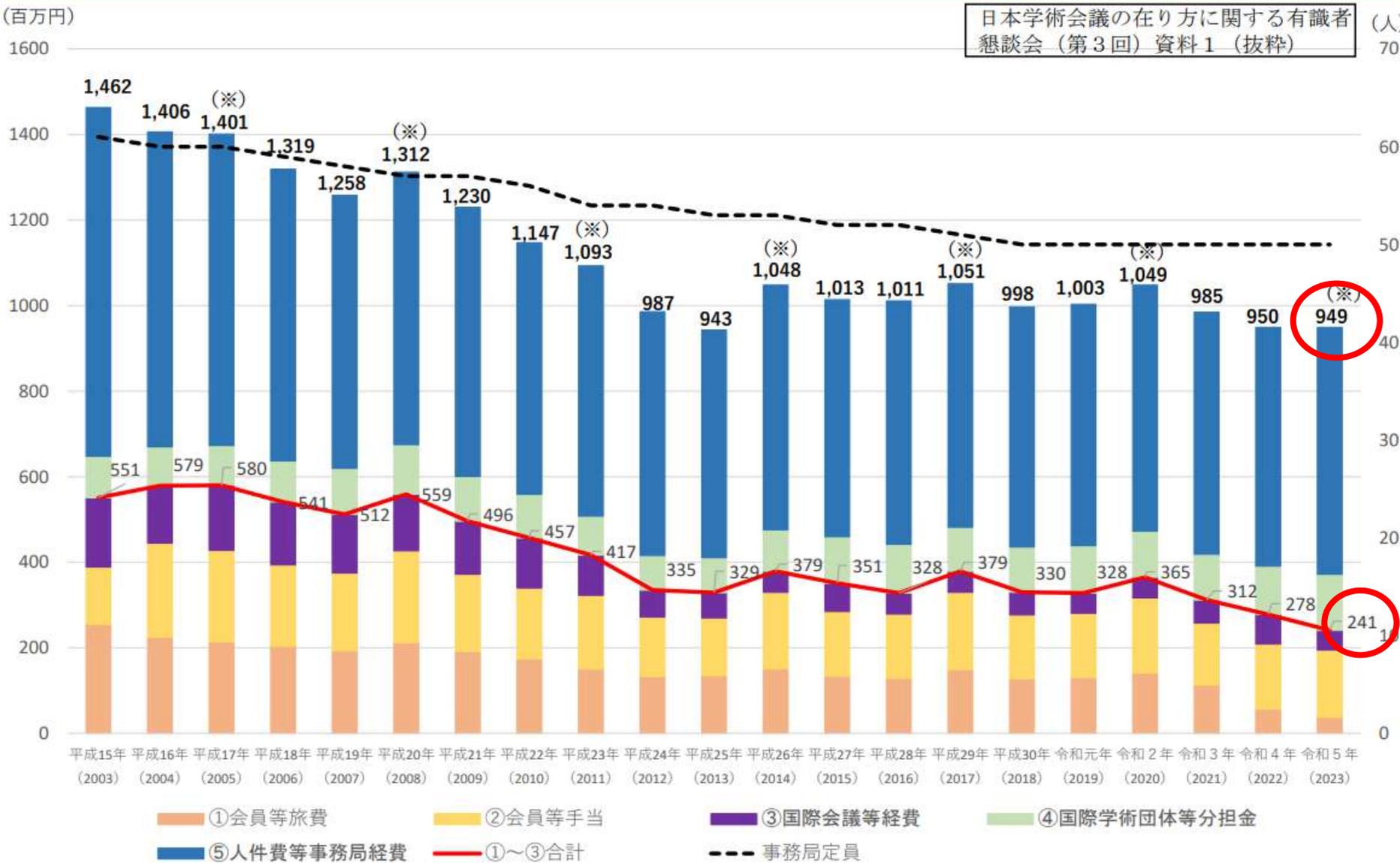
→ 現在の数倍程度であれば国の機関であることに障害はない。問題は**政治的意思と社会の理解・支持**。

(5)問題は学術会議の側だけでなく、**政府がその科学的助言に耳を傾ける姿勢**をもつかどうかにある（法人化は、都合がよければ利用し、悪ければ無視する姿勢を強めるだけ）。

→ そのためには、とくに総合科学技術・イノベーション会議との関係を見なおす必要がある。

# (参考) 日本学術会議の予算の変遷とその内訳 (H15~R5) 参考2

日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会 (第3回) 資料1 (抜粋) (人) 70



※会員改選年・・・改選にかかる経費が措置されている